

平成30年3月7日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

2番 重 信 好 範	3番 伊 藤 芳 則	4番 弓 掛 元
5番 藤 井 憲一郎	6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市
8番 山 村 恵美子	9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治
11番 新 家 良 和	12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次
14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 <small>併農業委員会事務局長</small>	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	中 宗 久 之	布野支所長	沖 田 昌 子
作木支所長	串 田 孝 行	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	巳之口 彰 啓	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	内 藤 かすみ	監査事務局長	落 合 裕 子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 新 家 良 和 竹 原 孝 剛 黒 木 靖 治 伊 藤 芳 則

平成30年3月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（平成30年3月7日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 新 家 良 和……………191 竹 原 孝 剛……………211 黒 木 靖 治……………225 伊 藤 芳 則……………237


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、池田議員及び澤井議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、竹原議員及び黒木議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容につきましては配付しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（亀井源吉君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

〔11番 新家良和君 登壇〕

○11番（新家良和君） 改めまして、皆さん、おはようございます。会派ともえの新家良和でございます。

お許しをいただきましたので、通告に従って、大項目で2点御質問いたします。

最初に大項目の1点目、5つの拠点創造プロジェクトについて質問いたします。

1点目に、三次まると博物館事業についてお伺いをいたします。

三次まると博物館事業のメインは、三次地区拠点施設のハード事業であると思います。平成31年4月オープンに向けて、建設工事にも着工いたしました。いまだ市民の異論はあるものの、決まったからにはこの事業を成功させなければならない。そういった観点から何点か御質問させていただきます。

昨年9月の定例会で、建設中断、見直しを求める陳情が出されましたが、それに応じて、みよし運動公園の利用者のアンケートに基づいて、収支計画の見直しを11月28日の全員協議会で御提示いただきました。妖怪博物館の入館者を3万人から6万人、全体施設で6万人から12万人、おのおの倍増されまして、妖怪博物館の590万円の赤字を290万円の黒字に、交流館の341万円の赤字を収支イーブンに、それぞれ上方修正されました。

この程度の調査、試算なら、なぜ初めの段階で提示していただかなかったのか。陳情で中断、見直しを求めるとあわせて、収支の件で随分議論をいただきました。当初から赤字の運営は非

常にまずいということから、陳情の中でも示されましたけれども、当初からこの試算を出されておれば、少なくとも収支に関する批判はなかったであろうと推定しますが、まず見解を伺いたいと思います。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 中村政策部長。

[政策部長 中村好宏君 登壇]

○政策部長(中村好宏君) 三次まるごと博物館事業に係ります収支につきましては、まず昨年3月にお示しをいたしました収支見込みにおける来館者数につきましては、周辺類似施設の実績等から推計をしておりましたけれども、三次市妖怪を生かした文化・観光推進市民委員会や子ども市議会等から、子供たちを含めて幅広い世代が楽しめるよう、新技術等を活用したアミューズメント設備の導入等の提言がございまして、これを導入することとしたことなどから、展示内容の見直しとあわせて、来館者数の推計を見直したものでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 私が申し上げたかったのは、この程度の推計試算であれば、最初から示すべきであった。そうすると、混乱も緩和されていたということをお願いしたいのと、以前質問したときに、全国にわたってマーケティングは行われましたと。市場調査を行われたかという質問をしたときに、今部長が答弁されましたように、奥田元宋・小由女美術館など近隣の施設や、あるいは全国でイベントで開催されている妖怪の状況を見て、3万人、6万人という数値をはじき出したという答弁でございましたが、このたびの運動公園で行った調査に基づいて見直しを行われた。要は調査はこの運動公園での1回のみ調査で、それぞれ倍増されたということであるのかどうか、お伺いをします。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 中村政策部長。

[政策部長 中村好宏君 登壇]

○政策部長(中村好宏君) 今回の収支計画の見直しに当たりまして、来館者数の推計につきましては、直接的には先ほど議員おっしゃいましたとおり、みよし運動公園の憩いの広場の平成28年度の年間利用者数、13万6,020人でございますけれども、こちらに平成28年の観光実態調査の結果による、初めて憩いの広場に来られた方の割合76.6%でございますけれども、これと今回の拠点整備事業の概要の説明、さらにはアミューズメントエリアを例示して回答を求めましたみよし運動公園利用者アンケート調査の結果によります、博物館に行きたいと回答された人の割合60.3%を掛け合わせて、来館者の人数を約6万人と推計したものでございます。

この来館者数の推計に伴います、その後直接的なマーケティング調査等は実施しておりませんが、昨年10月から11月にかけて実施いたしました三次市観光実態調査の中で、妖怪や博物館に係る質問を設定してございます。この結果を見ますと、妖怪博物館にぜひ行ってみた

い、近くに行くことがあれば行ってみたいと約58%の方が回答されてございます。みよし運動公園利用者アンケート調査の結果とほぼ同様の結果となっております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番（新家良和君） 見直しを行うときには、先ほど言われた運動公園の調査が1回ということに基づいてされたということと、アンケートに答えた人がわずか151名なんですね、このときの調査では。今回調査の数が1回であること、しかも人数が少ないということから、この種の調査では、私は必ず数値にばらつきを持つと思うんですが、少なくとも複数回、あるいは母集団を増やすことによって、もっと精度の高い入館者予測をすることが、あと1年に迫ったオープンに向けて、これからいかに入館者を増やしていく、観光者を増やしていくための戦略的な取組に通じると。そのために、ある程度正確な予測数値を持っておかないとだめであろうと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 中村政策部長。

[政策部長 中村好宏君 登壇]

○政策部長（中村好宏君） 博物館の来訪者の予測につきましては、その展示内容でございますとか、広報、世間一般的な妖怪のブーム等にも依存している部分がございます、推計がなかなか難しい部分があると思っております。外部のシンクタンクの方に相談したこともございましたけれども、詳細な推計をすることは困難というお話を伺ったこともございます。

こうした中で、昨年開催いたしました三次市妖怪を生かした文化・観光推進市民委員会や子ども市議会等でも、先ほど申しあげました子供たちを含めて幅広い年代の人たちが楽しめるようなアミューズメント設備の導入等の提言をいただきまして、これを実現することに伴いまして、展示内容の見直しとあわせて、来館者数の見直しを行ったところでございます。

今後も引き続き、先ほど言いました市民委員会等の提言を踏まえて、魅力ある施設となるよう取り組み、来館者数等、しっかりと来ていただけるような取組を継続してまいりたいと考えてございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番（新家良和君） 収支について、今まで、妖怪博物館のほうは直営だから人件費を計上しないという説明をされています。私はこの点についてはよく理解できないんですけれども、時間的な制約がありますので、その点の議論は避けますけれども、この事業についての黒字化というのは、私はやはり相当厳しいという判断に立っております。もし、商業ベースに乗るのであれば、湯本さんを支援する企業が、大都会で博物館を建てて営業されていてもおかしくないという気がしております。しかし、やるからには人件費も含めた収支の中でイーブンになるよ

うに努力をしていかなければならないと思います。酒屋地区に100万人を超える観光客が来ておりますけれども、これを戦略的に三次町へ呼び込むことが極めて重要であると、市長はよく発言されますが、それについて具体的に今どのようなことをお考えか、お伺いいたします。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 中村政策部長。

[政策部長 中村好宏君 登壇]

○政策部長(中村好宏君) 酒屋地区から三次地区への誘客の具体策といたしましては、酒屋地区を訪れられてございます年間約100万人を超える観光客等に対しまして、チラシやパンフレット、ルートマップの配付を始めといたしまして、共通割引チケットやクーポン券の導入などのほか、デジタルサイネージ等での映像等によります情報発進や、さらにはスマートフォンを活用した情報提供の仕組みなど、直接的に働きかける取組が有効ではないかと考えてございます。今後、一般社団法人みよし観光まちづくり機構とも連携しながら、より効果的な手法を検討、実施していきたいと考えてございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 妖怪博物館について、3D動画やAR技術を導入して、子供からお年寄りまで楽しめるような展示にしたいということで、昨年11月議会で6,000万円の補正を行いました。その事業費が11億8,000万円から12億4,000万円になるということで、今説明をいただいておりますが、本当に12億4,000万円でおさまるとっておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 中村政策部長。

[政策部長 中村好宏君 登壇]

○政策部長(中村好宏君) 三次地区拠点施設の建設に係ります総事業費といたしましては、昨年11月にお示ししたとおり、約12億4,000万円を予定してございます。大きな変更要素が発生しない限り、この総事業費の範囲内で建設できるものと考えてございます。

しかしながら、三次まるごと博物館事業全体や市全体の観光交流等の状況によりましては、さらなる魅力向上を図ることが求められることも想定されますので、その場合には必要な対応を検討していくこともあり得るものと考えてございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 昨年提示されたこの12億4,000万円の内訳については、建築工事、電気設備、機械設備、展示設備工事、ここまではほぼ確定の段階ですね。ただ、この中で電気設備工事と機械設備工事においては、入札価格差が約1,300万円程度出ているとおもっております。

そのほかの工事についてはこれからのことであって、昨年の建築主体工事の入札の段階で不落になったことを受けて、再入札価格のところで価格修正をされておりますが、そのときの結果3,600万円増額したという説明を受けております。さらに、建築主体工事の一部である門や塀や外構について、一部30年度に実施予定の外構工事9,000万円のうちに後ろ倒しにするという説明もいただいております。さらに6,000万円が先ほどで増額になっている。そして、広場やS Lの工事は別途検討するというので今説明を伺っておりますが、当初の11億8,000円の総事業費にそれらを上積みしていくと、13億円ぐらいにはなるのではないかと私は思うんですけども、本当に12億4,000万円でおさまるのか。もう一度お願いいたします。

(副市長 瀬崎智之君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀬崎副市長。

[副市長 瀬崎智之君 登壇]

○副市長(瀬崎智之君) 建設事業費について、三次拠点施設の建設工事についてでございますが、昨年の入札不落を受けまして、少し単価等の見直しということで行いまして、本体工事の部分につきましては落札を行ったということでございます。その際、門につきましては外構工事の中に含めるということでございまして、その部分につきましては、その工事費の中で、合わせた工事費の中でおさまるものというふうに考えているところでございます。

また、S Lでありますとか舞台の部分につきましては、まずはその他の工事の状況を見ながら、おさまらない場合には当初は建設しないというふうなことで考えていきたいと思っております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 当初予測されておった外構工事9,000万円、これは来年度の予算執行になりますけれども、それらに門や塀や一部の外構を含めて、おさまると私はとても思えない。明らかにこの12億4,000万円を超えると思うんですが、超えてもいいじゃないですか。もう後戻りができる事業じゃないですよ。せつかくなら、これらも含めてちゃんとしたものをつくって、そのかわり事前にこうこうで12億4,000万円を幾ら上回ることになるということを市民や議会に説明してやられるほうが、後々もいいんじゃないかと思いますが、その辺の見解をお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 力強い後押しを新家議員のほうからおっしゃっていただきました。しかしながら、基本的には示させていただいた金額を基本に進めていくべきであると思っておりますが、先ほどおっしゃったように、この三次のまるごとまちごとの事業が本当の意味に必要なことについては、それは当然ながら議会の皆さんの御理解をいただきながら、市民の皆さんにも

説明しながら進めていくというのは、それは大切なことであろうと思っております。ぜひともこの事業が成功に、多くの皆さんに來客していただく、そのための施策でありますから、そこからは議会の皆さんにも御理解をいただきたいと思っております。

かつては25億円程度が30数億円程度になったとかいう例が、現実に三次市の中でありますが、それは極めて不信感を招くことになるので、そんな大幅な変更というのはすべきでないと思っておりますが、しかしながら多くの皆さんにお越しをいただくための施策として、さらに充実していくということは、それはいろいろな中で検討もしていきたいと思っておりますし、御理解を賜りたいと思っております。

また1点ほど、S L、これは妖怪博物館とは関係ないわけではありますが、ここらについてはJ R三江線が廃止することによってのS Lの場所が、現在地がいいのか、それとも何らかの場所へ移転するのがいいのか。そこらはやはり議会の皆さんとも十分協議しながら進めていきたいと思っておりますし、またステージについては、ぜひとも地方の文化、あるいは三次の文化である神楽を始めとした、そうした面での生かし方というものもありますから、そこらは十分御理解も賜りたいと思っております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) それでは2点目に、県立中高一貫教育校の誘致について伺います。

平成31年4月に、三次高校に県立中高一貫教育校が開校することになりました。県の事業ということで、今まで教育委員会や執行部からこの問題についての見解はほとんど聞かされておられません。三次市が推進する小中一貫教育にどのような影響が及ぶのか、まずお聞きしたいと思っております。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 中高一貫教育校の設置、そして小中一貫教育との関わりについてお尋ねいただきました。

まず、本市への県立中高一貫教育校の設置につきましては、長年要望してきたところでございますし、特に平成25年度からは三次市議会、三次商工会議所といった経済界を含め、官民一体となったオール三次の体制で強く要望してまいりました。これまでの取組の中で、平成26年3月市議会定例会では全会一致をもって議会の御承認をいただいているところでもございまして、昨年9月5日、広島県教育委員会議において、県立中高一貫教育校の本市への設置が決定され、長年の思いが実現いたしたところでございます。県立中高一貫教育校の設置は、オール三次で取り組んだ成果でございますし、市民の皆様の思いでもございます。

こういったところで、小中一貫教育校への影響というところで考えてみますと、現在三次市で推進しております小中一貫教育、この環境の中に県立中高一貫教育校が設置されれば、これ

まで以上に小学生が卒業時点で多様な夢や希望を実現する選択肢が広がるものと、私は思っております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 私は県立中高一貫教育校の誘致には賛成する立場なんですけれども、若干気になることがありますので、今回質問させていただいております。

今、市内の中学校の約4割の生徒が高校進学時に市外に出ておるという説明を今まで伺っております。県立中高一貫教育校ができた場合、これらの率がどのように変化するのか、お聞かせ願いたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 市外への進学の件でお尋ねいただきました。

これまでも自分の可能性を伸ばそうと考えて、市外の学校へ進学し、学ぶ子供はいましたし、例えば経済的な理由で市外への進学を諦めていた子供もいたかもしれません。これからはこのような子供が三次に住みながら自分の学びを実現することが可能であると考えます。また、中学生にとっては、中高6年間の教育に触れてみたいという考えを持つ生徒も出てまいると考えておりますので、今後においてはこの市内へ1人でも多く学びを求めてとどまってくれる子が増えることを願っているところであります。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 広島県外に、いわゆる進学校へ行く生徒は残ると思うんですけれども、私は2クラス80名の定員で今回実施されますけれども、既存の市内の高校3つの定員が増えない限り、今の40%という流出は同等もしくはそれ以上になるのではないかと心配をしておりますが、もう一度その辺の見解をお聞かせ願えますか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 市内の高等学校、これはそれぞれ現在特色を持って取組を進めているところであります。専門的などところをしっかりと高めていっている学校もあれば、また地域と一体となって行っているところもございます。また、今年度の実際の受験の状況、選抜2が昨日、本日より行われておりますけれども、これを見ましても、やはり市内へ向いて取組を頑張っている生徒も現におります。

私は、市外あるいは県外というふうにおっしゃいましたけれども、出ていく生徒の中には、

部活動も含めてそれぞれの思いを持った形での進学を決めて行っている生徒がおりますので、それぞれの夢、志というのはしっかりと持ち続ける。そういうところも支援をしていきたいと考えております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 単純に考えてみて、2クラス80人の定員で中高一貫教育校が運営されるわけですから、中学校から県立の高校へまた持ち上がりしますと、80人の枠が少なくなるわけですね。中学校からの、市内の高校への入試の人数がそれだけまた制限されるということになるので、私はより厳しくなるだろうと思うんですけども、その辺について明確な答弁がなかったんですが。

もう一つ、市立の中学生の人数が減少していることが当然想定されます。今、40人クラス2クラスでやるうちの、大体1クラス40人が市内の小学校から中学校へ来るだろうと。残りは市外から来るのではないかという推定をされておりますけれども、もし仮に40人、市内の小学校から県立の中学に入学するとしますと、当然三次市立の中学校に進学する生徒が40人減るわけですから、中学校の編制においても非常に厳しさが予見されますけれども、この辺についてはどのように分析されておられますか。お伺いします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 規模の小さい学校にかかわってどういう変化が起こっていくか、またそれをどう考えているかというお尋ねだと思います。

規模の小さい中学校へ入学する生徒が減るのではないかという御心配については、子供たちの可能性を伸ばすために、それぞれの中学校が今、選択肢の1つになるよう、特色ある学校づくりをしっかりと進めていっております。これまでも申してまいりましたが、小さい学校でもそこをめざしていく生徒が実際にいるわけでありますので、これからも市内で人数の減っていく学校ももしかしたらあるかもしれませんが、またそれを望んでいく子供もいると私は思っております。

また、三次市の子供たちにとっては、全会一致で誘致を進めていただいた県立中高一貫教育校です。三次市教育委員会といたしましても、規模の大小にかかわらず、全ての市内の学校がさらに特色をしっかりと出していってこれれば良いというふうにも考えているところであります。

自分の夢や志に向けて、自分自身の進路を切り開こうとする児童生徒、そしてそれを実現するための選択肢の1つが市外の小・中学校の学びであると考えている子供もいます。しかしながら、地元の学校の児童生徒が減るから行かないでほしいと言える保護者、教育者はやはり少ないと思います。我が子、我が教え子が今、自分の一生を左右する選択をしようとしていると

き、どうしようかなと迷っていたら、やはり皆さんも同様にそっと背中を押していただけるものであろうかと信じております。県立三次高等学校へ県立三次中学校が併設されることで、市外の学校を選択しようとする子供たちにとっては、住みなれたこの三次市、これまでの13校から14校目の中学校が選択肢として増えることとなります。このことは、三次市内で学び続けることができる、三次への愛着が深まります。また、自宅から通学可能な学校へ行くことで、経済的な負担の軽減にもつながるものと考えているところであります。

私としては、教育長として、またそのみならず子供を持つ親として、しっかりと子供たちの学びと可能性を支援していきたいと考えているところでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 特色ある学校経営をめざすということについては、何も異論を挟むつもりはございませんが、私が心配しておるのは、少なくとも県立の中学に入学する市立の小学校の児童がおるわけですね。当然仮に40人そこに行くとする、市立の中学校の生徒数が40人減るわけです。したがって、今少人数で生徒がおる、とりわけ北部3町などは、もし仮に同じような比率で県立の中学校へどんどん毎年行くということになると、さらに生徒数が少なくなる。今、学校再配置検討委員会などでは、小学校の統廃合については一定の指針を出しておりますけれども、中学校については統廃合しないという前提で今おられますので、もし仮に県立の中学校に入学する生徒が増えて、市立の中学校に行く生徒が少なくなった場合、将来も含めて、必ず中学校の統廃合という問題が現実の課題として出てくると私は思うんですけれども、それについてはどのように今お考えなのか、お聞きしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 生徒数の減少に伴って今後のところでどういうふうに検討していくかということをお尋ねいただきました。議員も御存じのように、国においては一定の児童生徒数を有することが教育的環境、またその中で学習環境が成立していくというふうにも述べているところでもあります。

現在、三次市で考えているのは、そういうところよりも、むしろ子供たちが小さい人数の中でも、地域に根ざした教育の中、地域を知ることでもたより愛着を持って、将来この三次を担ってくれる子供として育ててほしい、そういうところを考えていっております。

したがって、現在の段階で、将来人数が減ったからどういうふうにしていくのか、それはもしかしたら適正配置のことかもしれませんけれども、現在まだ私はそこまでは考えておりません。ただ、教育上人数が減ってきて、どうしてもそういうことを検討しなければならないという状況が生じてまいりましたら、また学校あるいは保護者、地域の声もしっかりと聞きながら検討を一緒にしてまいりたいと考えております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 3点目のみよしアグリパーク整備事業につきましては、同僚議員の質問と重複しますので、割愛させていただきます。

4点目の新たな産業団地の確保、5点目の種鶏場跡地の整備事業については関連性がございますので、一括して質問したいと思います。

新たな産業用地として、京セラディスプレイの跡地、四拾貫産業用地と旧田利工業団地の三良坂産業用地、三次工業団地に隣接する東酒屋産業用地の3つを候補地として絞り込んだと先般伺いました。短期間で操業開始ができることや交通の便がよいことなど、メリットがたくさんあると思います。ただ、トータル面積が約4.9ヘクタール、しかも3カ所に分散する方式があります。一方、種鶏場の跡地の面積は山林分も含めて約7ヘクタールございますし、利便性、拠点性にも極めてすぐれておる場所であると思います。造成費や造成期間も優位であると思えますし、国道183号線や県道知三次線からの進入路の整備も比較的容易であると思えます。私はこの地が新たな産業団地、流通団地の候補として最適だと今までも申し上げてきたつもりですが、今回なぜこの候補から外されたのか。見解をお伺いします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 新たな産業用地について具体的に検討していく中で、現在本市を取り巻く景気あるいは企業のニーズといったことの中で、適地調査の検討を行ってまいりました。先般の全員協議会でもお示しをいたしておりますけれども、まず早期に提供できる用地の確保、また大規模ではなく3から5ヘクタール程度の用地といった方針を立てて、具体的な選定基準として、まず短期間で操業開始ができると。それから交通の便がいいこと、また社会基盤整備が容易なこと、土地確保が容易なことといった観点で、市内の状況を調査、検討いたしました。その結果として、市内の遊休地を有効活用すべきと判断して、結果として分散した3カ所を選定したという結果でございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 市内の遊休地を活用することは極めて重要であるし、選定経過については今よく理解できましたけれども、平成30年度の当初予算で種鶏場跡地利活用検討整備事業費として7,000万円計上してあります。道路新設改良経費が主たる費用でございますが、この内容については、県道知三次線、国道183号線、両方からの進入路の整備として考えてよろしいのかどうか、お伺いいたします。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 中村政策部長。

〔政策部長 中村好宏君 登壇〕

○政策部長（中村好宏君） 種鶏場跡地の利活用に当たりましては、周辺等へのアクセスを改善していくことが必要と考えてございます。そうした観点から、先ほど議員御指摘のとおり、平成30年度におきましては、跡地利活用検討作業と並行しながら、国道180号線、県道和知三次線等へのアクセスについて、調査、測量等を行っていく予定としてございます。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

〔11番 新家良和君 登壇〕

○11番（新家良和君） 種鶏場跡地の利活用検討委員会、平成30年度設置されるという計画でございしますが、これらの具体的な検討内容についてお伺いしたいんですが、今、三次市が土地を必要として予定されている事業については、私が思い当たるのは、学校給食共同調理場ぐらいしか思い当たらないんです。これも検討委員会の中の1つのテーマに入るのか。あるいはその構成メンバーと主たる検討内容、それ以外の検討内容についてお伺いしたいと思います。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 種鶏場の跡地活用については、短絡的表現、ちょっと表現は悪いかもわかりませんが、産業団地とかいろいろ考えられるかと思っておりますが、これだけの7ヘクタールを、平地にしても4ヘクタール近いこの用地、三次市の将来に対して本当に貴重なといえますか、重要な用地でありまして、ここはひとつ広島市の市民球場の跡地ではありませんが、時間をかけて将来の三次のためにどうあるべきかということで、議会を含めて検討していただきたい、このように思っております。

2点目の今の御質問の給食共同調理場については、今何案か候補地を持ちながら進めてきておりますが、私としては、大規模災害が全国津々浦々で毎年発生しております。そのことを国が、水防法の改正をしながら、より大規模の災害に備えた防災という観点からいろいろと検討しております。共同調理場については、できるならば防災的な要素も中に含めながら、将来にわたっての一石何鳥というんですか、そういう効果ももたらしていきたいと思っておりますから、決して、種鶏場の跡地を共同調理場へ充てていくというのは現時点では決定しておりません。酒屋地域を中心にどうあるべきかと、そういうことを重点的に検討してまいりたい。このように思っております。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

〔11番 新家良和君 登壇〕

○11番（新家良和君） 今、三次市が土地を必要とするのは、新たな産業用地の確保と共同調理場ぐらいしか私が思いつかなかったんで、今回産業用地としてこの土地を外されましたから、

あれでもそういう可能性があるのかなということでお聞きしましたが、今の答弁を聞いて安心いたしました。この地はやはり7ヘクタール、山林も含めてあるわけですから、ただ、使用目的としてはある程度限られると思います。何でもかんでもということにはいかないと思いますので、新しくつくられる検討委員会において、しっかりと検討いただいて、三次市によりよい活用の仕方をしていただければと思います。私はやはり産業団地もしくは流通団地として、あの場は極めて適地であると思っておりますので、その辺も含めて御検討いただきたいと思います。

では、続けて大項目の2点、入札のあり方について御質問したいと思います。

最初に、一般競争入札について伺いたいと思います。本市の一般競争入札の中の土木一式の入札において、10者程度による最低制限価格で入札価格がそろって抽せんになるというケースが非常に今年度目立ったと思っております。今、広島県の事業や庄原市などにおいては、総合評価方式を採用されておりますけれども、三次市において総合評価方式を採用するお考えがあるのか否か。ないのであればその理由についてお伺いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 入札の関係についての御質問でございます。大項目で入札のあり方ということ、そして一般競争入札についてということもございまして、総合評価方式の導入のお答えの前に、少し入札についての市の考え方を説明させていただければと思います。

地方公共団体におけます調達につきましては、その財源が税金によって賄われているものであるため、よりよいもの、より安いものを調達しなければならないとなっております。そういうこともありまして、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法であります一般競争入札が原則ということにされております。そういうことから、本市の場合は建設土木工事関係につきましては、一般競争入札を実施いたしております。

一方で、これは地方自治法施行令の中に、入札に参加する者の資格要件につきまして、事業所の所在地の要件、つまり地域要件を定めることが認められております。そういうことで、地元企業の受注機会の確保を図ることが可能となっているということで、そうしたことから地元企業の受注機会の確保を図る本市におきまして、取組といたしましては、特殊な工事を除いて、市内に本社を有する者を入札参加条件に設定することといたしております。そして、除雪業務でありますとか水防業務のいずれかの元請で受託したものの、これは地域貢献をしていただいているということで、入札参加条件を設定いたしまして、優遇化を行っているところでございます。

また、今年度の新たな入札の制度といたしまして、8月から地域指定型の一般競争入札を試行ではありますけれども実施いたしております。この制度は、地域の災害対応でありますとか除雪、社会基盤の維持管理等を着実にを行うに当たりまして、地域を熟知した地元事業者が担う役割が、将来にわたって持続的に行われるように、地元業者の地域内における工事への参入機

会の確保拡大という、担い手の確保に資することを目的といたしております。

少し前置きが長くなりました。そういうところで、総合評価方式の導入でございますけれども、入札におけます落札者の決定の方法の1つでございます。本来、入札における落札者は予定価格の範囲内で最低で申し込みをした者ということが地方自治法の中で決められております。ただし、例外といたしまして3つの方法が可能でありまして、最低入札価格の調査制度、最低制限価格制度、そして議員御質問の総合評価方式、この3つの方法で決定することが可能となっております。

本市では、最低入札価格調査制度、そして最低制限価格制度は採用いたしております、運用をいたしております。そして、総合評価方式でありますけれども、これは平成19年11月に三次市建設工事総合評価方式の試行要領、こういったものを定めまして、試行ではありますが、運用いたしております。これまで1件ではあるんですけども、この方式によって業者を決定したという実績がございます。この方式をとりましたのは、技術的な工夫の余地が大きいと思われる工事ということで、この方式を採用したものでございます。

少し長くなりましたけれども、そういうことで総合評価方式につきましては、試行要領を定めて実施をいたしているということでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番（新家良和君） 総合評価方式については実施しておるという理解でよろしいんですか。

今まで一度だけあったということでございますが、実際には最低制限価格方式でやられておって、先ほど言いましたように、10者なり十数者なりが、同じ価格で出そろって抽せんで決めるということが余りにも多過ぎると思うんです。だから、採用されているのであれば、庄原市と同じように総合評価方式の枠を広げて、あるいは全部総合評価方式にすることによって、同じような価格でそろそろような入札が起こらないように、しかもそのほうが、私は業者の育成にもつながると思いますし、国の指導もそうなっていると私は理解しておるんですけども、もう一度その辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長（部谷義登君） この総合評価方式でありますけれども、本市が採用いたしておりますのは、近隣では安芸高田市も同様に採用されておりますが、庄原市の場合は、簡易型の評価方式ということで実施しておられます。要件を定めておられまして、庄原市では約1割程度、発注の中でこの方式で決定しておられるわけでありまして、本市の場合、要綱を平成19年に定めておりまして、そういった中で、その要綱の中で基本的には発注する工事等が、例えば処理方式でありますとか、そういったもので、違う方法だったら安価でできるというような提案を受けて、より高機能であるものとかさらに安価でできるものを、価格だけではなくて選ん

でいくというのが、この方式の本来の目的であろうと認識をしております。要綱の中で、そういった技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、工事の成績等と価格を一体として評価することが妥当であるという判断がされる工事については、総合評価方式ということになっていますけれども、現時点でこの要綱の中の余地の少ないものについて、簡易型の総合評価方式ということでは考えておりません。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番（新家良和君） 広島県の事業や今おっしゃった安芸高田市、庄原市も含めて、総合評価方式を採用されている。三次市が採用できない理由が何かあるはずなんですね。その理由について部長、明確な答弁がないんですけれども、発注する側の管理が面倒くさくなるということなんですか。どういうことでできないんですか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長（部谷義登君） 安芸高田市はうちと同様に小規模ですから、技術要件の少ないものについては実施されていないという認識をしております。庄原市の場合は、簡易型の方法で決定されているというところがございますけれども、この簡易型の方法をとったときの要件として、1つには市内であるということによって加点がされます。庄原市の場合は旧市町村単位で本社がその地域のエリアにあるということによってさらに加点がされているということで、より地域に近いといえますか、その地域の業者がとりやすいようになる。確かに過去の工事成績でありますとか、そういったことでの決定の採点をされているわけですが、当市の場合は、ではどこのエリアで加点、三次市の中で加点するエリアをどういうふうに決めるのかといったこと、といいますのが、庄原の場合は割と大きい町が、合併前のがあって、それが合併されている。

三次市の場合は大きな旧三次市に対して、小規模な町村7つが一緒になっている。そういったところでのエリアの設定をどうするのか。そうしたときに、エリアを設定する中で、庄原市の場合は金額でその方式をとられるかどうかを決められておられます。そうしたときに、エリアの中でバランスのとれる発注ができるのか。そして、業者の数をどうするのか。そういったところが大きな課題であろうと考えております。そういう中で、公平な発注と決定が果たしてできるのかというようなところが課題であろうと考えております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番（新家良和君） 課題はあると思うんですけれども、多くの業者が同じ価格で入札して抽せんになって落札が決まるというケースが余りにも目につくので、引き続き御検討をいただきたいと思います。

最低制限価格について質問しますが、経年的な取組で、現在は予定価格の80から90%ということで見直しされて、一定の評価はするんですけれども、県の事業あるいは庄原市などは、今最低制限価格90%で運用をされております。三次市も県に準じて90%に最低制限価格を引き上げるとは思いますけれども、これについてはどのような御見解をお持ちか伺います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 工事関係の最低制限価格は設定いたしておまして、議員も言われたように、平成28年8月だったと思いますけれども、制限価格を変えたところがございます。

そうした中で、少し紹介をさせていただきたいんですけれども、平成28年度につきましては、1月末で比較をしてみたいんですけれども、平成28年度は174件の200万円以上の入札を行ってある中で、くじ引きが71件ございました。最低制限価格で同額でくじ引きをやったものです。平成29年度1月末で215件、相当な数、金額もかなり、発注の額も20億円程度増えています。そういった中でくじ引きの件数が74件ということで、確かに多い状況でございます。一方で、不調といいまして、公告するんですけれども応札のない工事というのが平成28年度同時期で7件ございましたけれども、今年度は35件、そういった工事がございます。またこれは不落といいまして、不落の中で最低制限価格を下回った応札、最低制限価格を下回っているので入札が成立しないというものが3件発生しているという状況でございます。

そういった状況の中で、おとし改定をしたわけでありまして、当面は現在の最低制限価格については、今の制度で様子を見たいというように考えているところでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 昨年いろいろと難航しました建築工事について伺いたいと思います。

三次地区拠点施設建設工事において、9月の入札で予定価格を超過したということで不落になりました。10月の再入札では、1回目と同じ市内の2者が応札されました。3回目の入札で1者が辞退、4回目の入札でようやく落札され、4億8,700万円、落札率実に99.9%ということになりましたけれども、この経過から見て、極めて厳しい入札であったと容易に推定できませんけれども、一連の経過をどのように総括されたのか、お伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 三次地区の拠点施設の入札の不落の総括についての御質問でございます。三次地区拠点施設建築工事の不落を受け、応札者の見積書と市の積算書の比較及び応札のあった2者にヒアリングを実施しました。その結果、市場の物価変動などによる単価の差異、及び設計図書の見積内容に起因する解釈の差異の2つの差異が認められました。

単価の差異については、次の3点の設計単価の見直しを実施しました。1つ目は最新単価の反映です。鉄筋、鉄骨などの単価上昇が確認されたものについて、最新単価を採用しました。2つ目に、地域単価の反映です。仮設工事、金属工事などの地域の取引状況によって差異があったものについて、全国的な単価に変えて、直近で更新された地域の取引実態をより詳細に反映した広島県独自の単価を採用しました。そして3つ目です。施工性を考慮した単価の見直しです。反り屋根に関する鉄骨工事、木工事などについては、寺社仏閣に似た特殊な外観を実現するため、標準以上の施工手間が必要な部分があることが判明した項目について、単価を見直しました。

差異のもう一つ、設計図書の明示内容に起因する解釈の差異については、設計の詳細部分を図面に追記し、求める仕様をよりわかりやすく、業者が過度に手間を必要としないことを示しました。その結果、落札しました。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 入札不落について、再入札に当たって材料単価の見直しと設計図書の明示内容に起因する解釈の差異、ここらを是正したというような答弁でございましたが、とりわけ材料単価の設定について、このたびの再入札で見直されたことによって、私は全てが解決したとは思いませんし、それが全ての対策になったとも思えません。要は設計する業者と市で積算する内容と応札する業者のそれぞれの単価の設定に、やはり大きな乖離があるのだろうと思います。設計する業者においては、当然これも入札ですから、できるだけ安い単価の材料のところを設定する。他方、地元業者においては市からの指導もあり、できるだけ地元の業者を優先してほしいというようなことも忠実に遵守しながら、当然高い材料単価設定になるというケースがやはりあると思うんです。これが避けられない問題であろうと思うので、今回の見直しがあっても再入札結果が極めて、先ほど申した99.9%という落札ですから、大変シビアな状況であったと思います。また一步間違えば、再入札の不落ということも当然予測されかねない状況であったと思います。積算過程において、鉄筋あるいは鉄骨等の材料単価に、先ほど申し上げた設計する業者の単価設定と応札する業者の単価設定に、やはり大きな差があることが極めて問題であろうと思うんですけれども、地元の材料業者も含めて設計業者、それから地元の入札する業者、そこらあたりの指導をしっかりと行ってもらわないと、この問題はやはり継続する問題だと思いますけれども、もう一度その辺の考え方についてお願いしたいと思います。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 単価採用の考え方についての御質問だと思います。地方自治法第2条では、地方公共団体、三次市ですけれども、その事務を処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとして

おります。入札の目的は、公平で公正に業者を選び、適正な価格で契約を結び、限られた予算を有効に使用することです。そのためには、根拠に基づく公平公正な単価の設定が必要であり、会計検査においてもそれが求められるところですのでございます。

そうしたことから、三次市発注の設計積算業務では、基本的に標準的な出版物を主とする積算を行っています。出版物に記載のないものについては、地元業者を含む複数の業者から見積もりを徴収し、市場価格に基づいた単価を設定しています。設計2,000万円以上の、最近3年間の建築関連工事入札では、35件中本件1件の不落にとどまっていることから判断すると、設計図書への施工条件の明示や施工手間が必要な部分はしっかり積算に反映させ、広島県独自の単価も参考とした適正な単価の採用といった、とれる対策の徹底に努め、当面のこの方針での積算を継続する考えでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 答弁はできるだけ短くしてください。土木一式の入札に比べて建築の入札におけるトラブルが余りにも今年度目についてということから、今回質問しよるんですが、要は材料単価の設定については、設計業者も市の積算も応札業者も、レベルが合っておらなければこの問題は解決しないと思うんです。だから、その辺についての指導を十分にいただきたいということで、次の質問に移ります。

指名競争入札についてお聞きしますが、設計・測量コンサルタントの業務委託の指名について、予定価格に基づく指名業者数を確保するという一方で、職員や技術者を配置せずに転送電話だけで対応するような市外業者に指名されているケースがあると聞いております。この市外業者が低価格で受注しておる実態をどのようにとらまえ、理解されているかお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 指名競争入札の御質問でありますけれども、先ほどの設計、積算における単価の関係で少し説明させていただければと思います。

三次拠点施設につきましても、神杉につきましても国費がありますし、残ったところは過疎債を借りております。両方の面から会計検査の対象になります。そうしたときに、価格設定、建築関係は特に見積もり等が多い。土木関係はもう決定しておりますので、そういった中で価格、先ほど3つのレベルが合わなければいけないことであつたんですけれども、やはり会計検査に対して説明するときには、三次市で入手可能な価格というものを見られますので、三次だけの価格ということで積算したときに、会計検査のほうでやはり指摘を受けますので、そういった面では、価格の積算における単価については、慎重な決定をしておかないといけないというふうに思います。必ずしも三者が提示する価格というものの価格決定では、会計検査の中で指摘をされるということは説明しておきたいと思っております。

それで、土木関係の入札の関係、最低制限価格の関係でありますけれども、確かに、例えば設計額の50%未満での応札、落札というものが数件ございます。ただ、この最低制限価格につきましては、あくまでも低価格入札によりますダンピングによる粗悪品の納入、そういったものを防ぐものであろうと考えています。そうした中で、低価格で落札されたものの成果品によるもので、工事を行っていく際に工事に支障があったりとか、そういうことでの報告は受けておりませんので、確かに件数としてはありますけれども、その結果として工事等に支障が起きているということは発生しないとらえております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 以前、同僚議員の質問に対して、増田市長は三次市内に本社、支店、営業所を設置している業者の実態調査を毎年行う、そういう答弁をしておられますが、先ほど申し上げた転送電話などで対応しておるような業者を念頭に置いた実態調査は行われたのかどうか。また、行われておればその結果についてお伺いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 実態調査の結果という前に、コンサル関係、特に建築関係につきましては市内に5社ございます。そういったことで、基本的には市内業者での入札ということで行っております。ただ、大規模な工事でありますとか特殊な処理が必要なものについては、基本的には市外の業者ということで、県内に本社がある業者というぐらいまでの範囲で入札をしているという状況であります。そして、土木系のコンサルでありますけれども、市内には8社ありますので、一応1,500万円までは8社ということで、特殊な工事のないものについては市内での入札を基本に、指名競争ではありますけれども、させていただいております。

先ほども言いましたように、特殊な技術、技術者、実績が必要なものにつきましては、市内だけでの入札では成立しませんので、やはり市内に営業所もしくは県内の本社というように広げながら、業者を決めて指名をさせていただいております。そうした中で、市内に営業所があるということで、そこに職員がおられるかどうかというようなことについては、現在のところそういった調査はいたしておりません。現在のところはしていないということで、課題であるというふうに認識はいたしております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 同僚議員の質問は平成23年12月の定例会ですよ。7年前ですよ。それで1回もされておらないというのは余りにもおかしいんじゃないですか。市長の答弁ですよ。市長の答弁でありながら、一度も、7年間も8年間も調査をされておらないというのはいかがな

ものかと思いますが、どうですか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 説明が少し不足しておりました。2年に1回、申請を受けて業者の登録をしているわけですが、当然コンサルについても申請をいただいております。そういった中で、過去において、その登録時にそういった確認をしているというふうになっております。現在は登録後に、例えば指名をするときに、そういった実態があるかどうかということについては調査をいたしておりません。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 登録のときだけでなく、ちゃんと平時、実際に職員を置いて、技術者を置いて運営しておるかどうかということを調査してくださいということであって、申請のときにだけ対応しておるのでは全く意味がないということでもありますから、その辺については十分配慮願いたいと思います。

今、三次市の設計・測量コンサルと建築設計の業務においては、最低制限価格の設定がございません。したがって、先ほど部長がおっしゃったような50%とか、あるいは場合によったら30%程度の低価格での落札ということが目立つんです。国県の業務委託や、何回も出して申しわけないですけども、庄原市などは最低制限価格の設定がございます。私は三次市も最低制限価格の設定をするべきだと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 最低制限価格の制度でございますけれども、この制度は先ほども申し上げたんですけれども、低価格の入札による粗悪な設計図面などの成果品の納入を防ぐものであると認識をいたしております。本市の場合でいいますと、上下水などの特殊な技術を要する測量設計につきましては、市内業者のみでは入札ができないということもあって、市外の業者も入れて入札を行っているということもございます。そうした案件で予定価格の50%未満といったような低価格の入札があることも認識をいたしております。

先ほど申し上げましたけれども、そういった価格で応札された成果品につきましても、粗悪品ということで工事に支障等発生しないということ、それと他市の状況、三次市の場合は建築関係も一定の規模であれば市内だけの業者で指名競争入札を行っておりますし、道路等の測量設計、こういったものも市内の業者のみで指名競争入札が可能でありますので、そういったことで実施をさせていただいている。さらに申しますと、そういったときでの低入札ということは発生していないととらえております。低入札に係りますのは、市外のみ業者でありますと

か、一部市内業者が入られた市外業者との入札で発生していると考えております。一定の価格競争を求めることは、やはり市民の皆様の限られた財源を執行するわけでありますので、必要であるというふうに考えているところでありまして、現時点では最低制限価格の制度を導入するというふうには判断していないというところでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 広島県の事業、また他市でも最低制限価格の設定をしてあります。今、部長がおっしゃった低価格で落札する、そのための品質的な問題はないとおっしゃいますが、私も現役時代、見積もりを作成して注文をとってした経験がありますけれども、それぞれの企業においては、原価というのがある程度決まっておるわけですね。人件費も払わなくちゃいかん、固定資産の減価償却もしなければいかん、いろんな経費がかかるわけですから。それに少なくとも企業経営をしていこうと思えば、若干なりとも利益を計上して見積もりを出すというのが、私は通常だと思うんですね。確かに公金を使うので、みりみりやっていく必要はありますけれども、少なくとも市内業者がそういった安定的な入札に参加することによって、従業員の雇用を守り、賃金を守り、福利厚生をし、賞与も出し、賃上げもし、というようなことにつながっていかないと、地域経済はうまくいかないし、そのために私は、最低制限価格はぜひともこの設計コンサルにおいてもつくるべきであると思っておりますが、もう一度御見解をお願いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 建設工事におきましても、測量関係、コンサル関係につきましても、三次市の場合では、業者の数もそろっているということもあるんですけれども、可能なものについては市内の業者のみで指名をして入札、一般競争も市内限定で、工事についてはしているわけでありまして。そういった中での低入札というのは、コンサル系でありますけれども、発生をしていないという状況の中で、現時点では設定を考えていないということでございます。ただ、県内で測量・設計コンサルの業務委託に、14社あるんですけれども、設定をしていないのが7社、ちょうど半分という状況でもございます。そういったこともございますので、他市の状況等も、ただ庄原市にされても、市内の業者の数でありますとか、そういったことで条件は違うと思っておりますので、そういったことも考えながら今後研究をしてみたいと考えます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) ぜひとも最低制限価格の導入を検討してほしいということを申し上げて、最後の質問に移ります。

物品購入、修繕及び役務の提供業務の競争入札について、清掃業務など市外大手が低価格で受注するケースが散見されます。市内業者で対応できないことであればやむを得ないと思いますが、市内業者で対応できるものは市内業者に任せるべきだと思いますけれども、なぜそういったことが実態としてできないのか、お伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 工事等以外の、例えば清掃でありますとか警備、そういった業務につきましては、確かに市外の業者も入れて入札を行っているわけでありまして、こういったものは施設の数でありますとか、同じ期間に履行していただきたいということもあって、全てのものを市内業者が対応することができないということから、市外業者を含めた指名競争入札を実施いたしております。清掃と警備の関係であります。支所の宿直でありますとか、そういったものについてでございます。しかしながら、それ以外の、例えば消防施設の点検業務でありますとか、さまざまなものがあるんですけれども、可能な限り市内での業者に見積もりをとって、その中で業者を決定しております。さらに、施設の小修繕といったものも登録いただきました業者の中で、可能な限り近くの市内業者、さらには地域の中の業者を使っただくよう見積もりをとって執行していただくように、それぞれの部署に指示もしておりますし、そういった対応をしてもらっていると考えております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 市内業者でできるものは、やはり基本的には市内業者に全て任せるといふ基本的な考え方をぜひとも持っていただきたいし、そのことが市内業者の育成にもつながると思います。入札制度全般についてちょっとお聞きしましたけれども、三次市はやはりちょっとおくれておるといふ気がしてなりません。また、別の機会に改めて論議をしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(亀井源吉君) 順次質問を許します。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 市民クラブの竹原でございます。一般質問を行いたいと思いますが、いつものように前段少しか意見述べさせていただきたいと思いますが、憲法改正問題で提起をしようかなと思いましたが、きのう南北首脳会談が行われて日本政府は喜ぶのかなと思いましたが、何かまた懸念を示しておるといふようなことで、日本政府の責任というのは、南北が分裂した、分断したときの責任は日本政府にあるというふうに、我々も韓国に行ったときに言われたことがありまして、南北首脳会談が行われて平和的な方向に向かうということになれば、

これはやはり喜ばなくてははいけないし、いの一番に支持をしなくてはならなかったんじゃないかなと私は思っていますが、そのことがなかったことに非常に思っておりますし、日本政府の対応に残念な思いをしています。小泉、安倍、福田、麻生政権で内閣官房をされていた柳澤協二さんという人がおられますが、この人がある本で、国家間の対立があるから抑止を求めて軍事力比べをする平和なのか、それとも対話によって平和を求めるのか。戦後70年、平和の意味を考え直す機会だというふうに、内閣の主要な位置におられた方が、やっぱり対話でなければいけんなどということを改めて言われておるのを見させていただいて、日本も良識のある人がたくさんおられるなどというのを思いながら、一般質問に入りたいと思います。

第1点であります。給食センター化の問題点と課題についてということでお尋ねしたいと思います。

まだ正式に経過が出とるわけじゃないんで、いろいろ提言やら質問をしたいと思いますが、学校給食調理場の再編の方針についてということで、昨年出させていただきました。その中で、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食をということで、目標を持ってやられております。このおいしい給食という定義を、ちょっと教育委員会に教えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) ただいま議員のほうからおいしい給食の定義ということでお尋ねをいただきました。国が使っているおいしい給食の言葉というのは、学校給食の中にも出てまいりまして、このところでは、子供たちの嗜好に偏りがないようにしていくためにもしっかりと調理のほうにも力を入れてやっていくということで示したものがあります。現在、三次市のほうでおいしい給食ということを考えておりますのは、味としておいしいと感じるだけでなく、自然の恵みや料理をつくってくれる人への感謝の気持ちであったり、給食の時間がより楽しく心豊かにすることができる給食というふうに考えております。おいしい給食の提供をしていくためにも食材の特徴を生かした調理方法や献立、味つけの工夫、地元産の食材や旬の食材の調達などが必要でございまして、現在でも栄養教諭や栄養職員、調理員が工夫しながら、おいしい給食の提供に取り組んでいるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) おいしい給食、今、教育長が言われたそのとおりでありますね。味、食材、献立、環境というふうに、4つの観点でおいしい給食を求めているということで、今市内のいろんな給食調理場では頑張っておいしい給食をつくっていただいて、残さいもほとんどないという非常にいい状況があると認識しております。ですから、一番に書いてあるのが、味がよい、できたてのものというふうに書いてあるんですね。ここがちょっと、給食センター化の

ところで違ってくるんだらう思います。もう一つは食材というところで安心、安全、新鮮な食材ということで、これも書いてある。これもある地域ではまとまって給食調理を朝、その地域からどんどん持ってきているという状況があって、そのほうでとれた安全な食材でやろうと。結果、おいしい給食ができていているというのが今の現状だらうと思います。ここは同じ認識でできると思っております。

次に目的ですが、給食の目的というところで、特に食育というのが、学校給食法の改正が2009年に行われて、学校給食を活用した食に関する指導の充実ということで、共通の内容と一定の質の確保、積極的な取組が必要だというふうに言われております。そのことについてどういうふうに取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 調理場を含む学校等での食に関する指導、いわゆる食育のことについてお尋ねをいただきました。現在、食育はこれまでも申してまいりましたけれども、本来家庭が中心となって行っているものでもございます。学校における食に関する指導の中で、毎日の学校給食が果たす役割は本当に大きいものでございまして、先ほども申し上げたところでございます。学校の食育の推進については、三次市健康づくり推進計画に基づいて、バランスのよい食習慣に関する理解を深める指導や、家庭への情報提供も行っているところでございます。子供の生きる力を育てるための取組でございますので、これからもしっかり、学校のほうも食育計画を持っておりますけれども、それに基づいて実施をしていくとともに、食育だより等で家庭へもお知らせをしてまいりたいと考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 学校給食法第2条に、学校給食の目標ということで7つの項目がありますよね。7つの項目に対して、栄養の摂取と健康、大人になって生活習慣病にならないように、日常生活の食生活をちゃんとしていかないけんとか、社交性とか楽しい思いとかつくっている人の思いを思いながら食べるとか、郷土の、その地域のすぐれた伝統的な食文化とか食の流通とか、先日も三和の小学校の3年生ですか、米づくりについて作文を書いて、非常に食教育をしっかりされていていいと思うんです。ですから、そこが基本にあると思っております。

それで、もう1点は食物アレルギーへの対策であります。これも先日同僚議員が質問しました。これの対策について、どういうふう三次市はされているのかお尋ねしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 学校給食における食物アレルギーにかかわってお尋ねをいただきました。

食物アレルギーの対応につきましては、文部科学省が示しております学校給食における食物アレルギー対策指針において、原因食物を完全除去対応することを示しておりますので、本市もそのように実施しているところでございます。これは、御存じのように、平成24年12月に食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生いたしまして、それを受けての指針として設けられたものがこれでございますので、本市も同様にこれを指針として取り扱っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） アレルギーの対応、何が欠けておるといふか、どうしたらいいのかというのが基本的に、レベルを4段階に分けてあったと思うんです。国の方針が。そのレベルのどこを三次市教育委員会としてはめざしてアレルギー対策をしよるんかというのがない。現場に聞くとないんですね。それぞれの現場で努力をして除去食をしたり代替食をしたり、弁当というのは余り聞かんかったですけど、現場が一生懸命努力をしてそれぞれの子供に合った、卵焼きがだめな子だったらかぼちゃを卵焼きみたいにして食べさせるとか、非常に努力をして細やかに、今アレルギー食対応をされておる。ただ、それは恐らく現場の努力です。教育委員会や学校でのアレルギー対策委員会とかいうのはないんですね、三次市は。そのあたりがどういふふうになっているのかというのが心配ですし、基本的には現場任せのアレルギー対応になっとんじゃないかというのを心配するんですが、いかがでしょう。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長（長田瑞昭君） 三次市のアレルギーの対応の実際がどうなっているのかという御質問かと思えます。

学校給食におけます食物アレルギーの対応は、その対応指針を持っておりまして、それに基づいて実施しております。まずそれぞれの児童生徒の保護者から、医師の診断によります学校生活管理指導表の提出を受けます。その提出を受けまして、保護者、管理職、担任、養護教諭、栄養教諭、調理員、また場合によっては業者等で面談をしまして、そこでそれぞれの個別の対応を決定していくというものでございます。その対応は、例えば原因食物の完全除去対応を原則とするわけですが、主食、主菜、または果物等のデザートは可能な範囲で代替対応するということであるとか、重篤なアレルギー症状を引き起こす可能性が認められる場合は、調理の過程で完全除去が困難ということで判断した場合は、家庭よりの弁当持参を認めるということになっております。対応レベルが、議員が先ほどおっしゃったように、弁当対応とか除去食対応とか代替食対応とかあるわけですが、それぞれ先ほど申し上げましたように保護者、学校関係者を含めた面談によって対応を決定して、各調理場で行っているということでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） 現場任せということになつとるんだらうと思います。教育委員会としての指針を基本的には出すべきじゃないかなと思うんです。アレルギー食全体が、給食全体のメニューが危ないということなら、メニューが細るわけですよ。だから、十分アレルギーの認識を全体が持って、ほかのものを食べよということになったときにならないように、栄養士さんからすればいろんなものを食べてほしいという思いがあるんで、給食そのものが、全体が細らないような対応というのは、よそでは検討委員会、方針なども定められていますので、ぜひともそういう努力を今後してほしいというふうに思うんです。

2番目の給食調理場の今後ということですが、今、前段議論したことが果たして今方針とされている旧三次市内の学校調理場を1つにしてできるのかどうなのか。今言いよった細やかな取組ができるのかどうなのかというのが非常に心配なわけです。議会も議論して、教育民生常任委員会からも1つというのは無茶だと、4ブロックぐらいにしたらどうかと、中学校区ぐらいにしてはどうかという提言をさせていただいていますが、それについてはどういうふうにとらえておるのか、お尋ねをしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長（長田瑞昭君） 4ブロック化についてということでの御質問かと思えますけれども、本年1月10日に開催されました教育民生常任委員会の自由討議でさまざまな御意見をいただいたところがございますけれども、その意見の1つとして、旧市域内の給食調理場について、施設修繕も視野に入れ、地域性を生かした4ブロック程度に集約することも考慮すべきとの意見があったということで伺っております。これにつきましては、最終的には三次市学校給食調理場再編については、現行案を基本とするが、比較的建築年次が新しく、規模拡張等が必要ない給食調理場を可能な限り利用する計画とされたいとして、委員会のまとめが出されたと聞いておるところでございます。旧市内を4ブロックに分けて整備するということは、これまでも説明させていただいたところでもございますけれども、用地の取得や建築費などの初期投資及び維持管理費についても費用がかさむことが予想されまして、実現につきましては困難であるというように考えておるところでございます。

私どもとしましては、委員会の報告のまとめも踏まえた検討を行いまして、1月31日の全員協議会でお示しました再編計画案のとおり、活用可能な既存の6調理場、作木、布野、吉舎、甲奴に君田、三和を追加しましたもの、それについて最大限活用し、その他の調理場については新調理場を整備して再編する7調理場方式が最適であるというように、今は判断しておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 資料1を出してもらえばと思いますが、建設費の比較ということで、今4ブロックというのが、教育民生常任委員会の提言を無視されておる形ですが、議会軽視とまた言わないけんのですが、全部を三次、八次、田幸、全部じゃなくてこのうちの4つですから、計算すれば大体14億か15億円ぐらいで4ブロックでできるんじゃないか。

次の資料。これが新調理場の12億数千万円と。その差額とすれば少しありますが、初めの1みたいに19億円にはならないというふうに思うんです。ですから、その3億ないし4億円をけちるのかどうなのかということですよ。平米当たりの計算も41万円から50万円ぐらいのところ計算をしてありますが、次もう一つ出してください。

類似施設。これが類似施設でつくられた、面積も2,651で5,000食ですけれども、広さとすれば同じぐらい。センター工事と中の建築、電気、機械まで足せば、これも十二、三億円ですかね。三次は厨房機器を入れていないということで四、五億円減っていますが。だから、金額的には余り変わらないんじゃないかと思うんです。十四、五億円でできるという雰囲気ですよ。ですから、建設費のことは余り心配しなくてもいいんじゃないかと。十分まだ検討を今から、建設計画を今からつくられるんでしょから、十分教育民生常任委員会の意見も聞いていただいて。建設費の心配はないと思うんです、私の計算によるとね。センター化にすればいろんな細やかなことができなくなると。アレルギーもだめですし、今言う学校給食法の中の7つの項目の実施もできなくなるし、おいしい給食もできなくなるという可能性がある。

この類似の学校給食の温度というのも調べてきましたが、三次市が前から提示されている65度というのを見ると、なかなかそうになっていないんですよ。51度とか62度とか、中には75度というのも1つか2つはありますが、豆のスープが71.4度とか七草雑煮が68.6度とか、高いところもありますけれども、設定されたことにはなっていないですね。ですから、温かいものをすぐその場で食べられるということにはならん。センター化をすれば。そういう問題点が出て、食育でもそうですし、味でもそうですし、安全性も聞いてみると全然だめだそうです。二系列したぐらいのことでは。丸で真ん中を切ると安全性を保てるけど、丸で二系列でしたんではだめだと。

次、ちょっと出して。これが行ったところのパンフレットですが、ここで二系列をしよるんだそうです。しかし間仕切りはしてないですから、全然安全性も保てないということです。ですから、そういうことも含めてセンター化というのは検討し直したほうがいいし、よそでいえば、検討委員会などが設置されましたが、三次市はこの検討委員会というのを設置されるつもりがあるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

（教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 長田教育次長。

〔教育次長 長田瑞昭君 登壇〕

○教育次長（長田瑞昭君） まず建築費のほうの御質問でございましたけれども、御提示していた

だいたのは1月10日の教育民生常任委員会でお示したものでございますが、まず改築費について、4つにしたらもっと安くなるというようなことをおっしゃいましたけれども、ちょっとこれについてはまだ検討の余地があるかと思えます。まず19億何がしから三和も入っていますので、そういうものをちょっと引かしてもらった中で、今ある6つを4つにしたときにどうなるかということかと思えますけれども、それにしても幾ら下がるかということはまだ検討ができておるところではございませんが、高額なものが4つにしてもかかっていくということはあるかと思えます。新調理場の建築費について、こちらのほうも一緒なんですけれども、注意に書かせていただいておりますので、委託料、例えば調査とか設計とか監理とか用地購入費とか造成費、備品購入費、また厨房機器等も含まれておりません。そういったことで最後の表を出していただいたのかと思えますけれども、いずれにしてもどちらもそれぞれかかっていくという中では、より効率的なものを建てていくことになれば集約していったほうが総額的にはかなり安く落ちついていくということもあろうかと思っております。

それから、この金額につきましては同等の、例えば4,000食で米飯がある近傍の事例から建築費だけ出してきたものでございますので、その点については御了解をぜひいただきたいと思えます。

それから、検討委員会のところでございますけれども、まず市とすれば、今の調理場の老朽化のこと、こちらのほうが喫緊の課題としてとらえてきたというところでございます。こちらの対応は、市として早急にしっかりと責任を持って対応していくことだと思っております。子供たちに安全・安心な給食を提供するということは、市としての使命でもありますので、検討委員会を持ってもらってそこで意見を聞いていくという、そういうことではなくて、しっかり市として進めさせていただきたいというところでございます。

それから、適切な温度を保てないのではないかということでもございましたけれども、今までも答弁させていただいておりますように、温度が保てる食缶も使いまして、学校衛生管理衛生基準でございます10度以下、または65度以上の温度管理をして運んでいきたいと思っております。そちらについては、配送トラックの荷台に断熱材を使用するなど、適温の給食が提供できるような対策も講じていく予定でございます。

それから、御覧いただいた東広島のところで、二系列けれども仕切りがないというようなことの御指摘でございましたけれども、調理をする場所は衛生的には保たれておる中でつくっておるところでございますから、特別ラインを、仕切りをしていくという必要はないと思っております。そういう形でもしっかり安全な衛生環境は保たれて調理をされているように思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 今から計画を出されるんでしょうから、しっかりと今言った、65度を温度管理できる、今言われた東広島ですが、8月にできたばかりですよ。9月から開始で全て

新しいんです、食缶も。低いのは58度とか56.5度とか52度とか50.2度とか、設定温度からはるかに低いんです。氷点下10度ぐらいになったときは、朝4時半から出られたそうです。間に合わせるために。職員が出てやったんです。そういうことにならないように、小回りがきくように、食洗機がめげて5,000食一遍に洗えんけえ手洗いができんけどうしよかいうんで、夜中までずっと洗うてた。手で洗えない。だから、大きくすればそういった弊害がいっぱいあるわけです。ですから、しっかり検討委員会でもつくって、そうしたいろんな安全面、衛生面、味の面やら全体的なことを、わしトラックも見せてもらいましたよ、行って。たまたま1台あったんで。ですから、そういうことも全てやりながら、やっぱりセンター化というのは問題点が多いですから、人口推計でいっても、今から人口減るばかりで4,000食もつくって人口が減って2,000人になったときはどうするのかということもありますが、これは高齢者向け給食とか災害対応とかさまざまなやり方も、よそもやっておられますが、そうしたこともやらにゃあいけんのんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、小ぶりならより建設費も心配ないと思うんで、しっかりと検討していただいて、いい計画書を出していただくように要望して次にいきたいと思います。

2番目の持続可能な地域づくりの課題と財政ということに入りたいと思いますが、まち・ひと・しごとづくりの地方創生ということで、人口減少社会がもう到来していますが、政策の展開、今からこの三次市がどう継続していくのかということが課題になってくるんだろうと思います。地域の生活と生産が一体化をしていくということがどうしても必要だろうと思うんです。よそから輸入してするんじゃなくて自分ところにつくって自分ところで消費をしていく。足りないところを輸入していくと。地域を活性化させながら生産と生活ということの一体化が必要だろうと思いますが、そのあたり今後政策の展開をどうされようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥地域振興部長。

[地域振興部長 瀧奥 恵君 登壇]

○地域振興部長(瀧奥 恵君) 今後の地域づくりにおきましては、先般もございましたけれども、まち・ゆめ基本条例でもございますけれども、やはり市民の皆様、議会の皆様、市と自治活動を担っていただいている、自治活動を中心とした役割を持っていただいている皆様と一緒に、どうやって三次市を活性化していくかということになろうと思っております。それぞれ市民の責務でございますとか自治活動の役割、あるいは市がどうその自治活動等を支援していくか。そういうこともしっかり皆様と話をする中で、三次の活性化をつなげていくということに、基本的にはなろうと思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 今言われるように、地域と一体化した地域づくりを地元の人としていか

ないけんので、今循環型社会という言い方もされていますし、持続可能な社会づくりということ、地域づくりということでもありますので、やはりその地域へ、住民自治組織のあり方も問われたり、総合性の確保と言われていますが、住民、事業者、団体、自治体も一緒になって、そうした住民自治をやっていくと。農業も林業も福祉も飲食も困りごと相談も、全てそこが担うような、川西の郷の駅なども、青河のほうも拠点づくりでやられていますが、もう一步進んで、そうしたところへ行政が地域応援隊として今行っていますが、これを常駐するぐらいの取組でいくべきじゃないかなと思うんです。そこをせんと、自治連からのいろんな要望なども出てきたことがなかなか伝わらないということがある。ある地域から保育所が少なくなっているんで保育所をちゃんとしてほしいという要望を応援隊が行って受けて、それをまた帰って行政で反映しよるかといったらまだそこまでいっていない。地域要望、自治連要望などが、応援隊が行ってしっかり聞いてきたことがまだ行政に生かされていないということになれば、やはりそこがあいまいになっとるんじゃないかと思うんです。そういうところで、今後少子化に向けた総合計画の中でも地域応援隊の役割というのをもっとしっかりとしとかないけんのではないかと思います、いかがですか。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥地域振興部長。

[地域振興部長 瀧奥 恵君 登壇]

○地域振興部長(瀧奥 恵君) 地域づくりにおきまして、住民自治組織は重要な役割を担っていただいております。それぞれの組織におきましては、人口減少や常会への加入率低下など、地域が抱えていただいている課題も異なっています。また、全体的な課題としては、人材の確保と育成であると思っております。

昨年の住民自治組織との意見交換会では、地域づくりのアドバイザー的な人材について派遣してほしいというような御意見もいただいたことから、新たに新年度におきましては、地域の現状分析や人材育成など、それぞれの地域の課題に応じ、希望する住民自治組織へ専門の人材を派遣する制度や地域リーダーの育成を考えております。外部人材の活用によりまして、新たな取組や意識改革が生まれることも期待できるところでございます。

また、総合計画にもありますように、住民組織や自治会、常会などの地縁型コミュニティと趣味や共通の関心や目的で結びついた各種団体の目的型コミュニティが地域を守り、育てていくために連携、協働していくことにさらに力を注ぐ必要があると考えております。これらのきっかけづくりとして、ふるさとリーダープロジェクト・ウチソトつながるワークショップ事業というようなことで、団体間や人と人との交流を促進していきたいと考えております。さらに、市といたしましては、地域応援隊やまちづくりサポートセンター機能により、地域の成果や悩みを共有し、地域の熱意と活力をまちづくりにつなげていくため、必要な制度の充実に努め、対話を深める中で、地域づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） さらに補足をさせていただきたいと思いますが、今、市政の大きな柱として地域づくり、あるいは地域の拠点づくりということを大きな課題、テーマとして真正面から取り組んでいこうといたしております。したがって、19の住民自治組織の皆さんに対しては、合併後15年を迎えようとしている中で、新たな地域ビジョンを立ち上げてもらって、そしてそれを基底に置きながら、地域の存続、活性化、そういう面へつなげていきたいと思っておりますので、行政としては決して待ちでおるつもりはありません。全国でも本当に例のない地域応援隊、これはイベントへ参加させるために制度をつくったわけではありません。当然ながら住民の皆さんと行政とのつながりをいかにしていくか、そして庁内的にもバックアップをどう進めていくか。そういう組織化もしながら、地域の本当の真なる思いを我々も真摯に受け止め、また具現化していきたいと、このように思っておるところでございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 今言うてのように、地域拠点をしっかりしていくためには、行政がもう少しかわるべきだろうと思っておりますので、地域応援隊の常駐ということも含めてしっかりと考えていただければというふうに思っております。

続いて財政の問題であります。地域づくりが可能な、地域づくりをずっとしていこうと思えば財政が安定していかななくてはならないと思うんです。先ほども新家議員の話もあったように、地元企業の育成とか地元のいろんな産業の育成ということが必要だろうと思うんで、昨年6月に議会議決しました公契約条例の制定を急ぐべきじゃないかと思うんです。そこで、今日世界一の金持ちの話で個人資産10兆円持つとという話ですが、そこまでは言いませんから、100円ほど時間給を上げたら、三次市の財政が少しよくなるという計算もあると思うんです。ですから、そういう公契約条例をつくって、地元の企業や地元の働く人の応援をするということが、持続可能な地域づくりになると思うんですが、その所見をお伺いしたいと思います。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 市議会におかれまして、議員も言われたように、公契約条例の制定による適正賃金、労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議を採択いただいたということでございます。これについては重く受け止めておるわけでございますけれども、昨年の9月の定例会にも、同様の質問を伊藤議員からいただいております。同じ答弁になるかもしれないんですけども、公契約条例につきましては、労働者の賃金等の労働条件の適正な確保により、公共サービスの質の確保、地域循環型経済の確立をめざすものであるとされています。ただ、労働条件を保護するということにつきましては、最低賃金法、そして労働基準法等の国の労働法制によって解決されるべきと考えているところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) その法律論議をしようとは思わんですが、今言うように全国三十幾つ、公契約条例を制定して、理念だったり賃金型だったり、部長御存じのようにやられているんです。違法じゃいうて、麻生がちょっと言うたんは言うたんですが、前言を翻して、適法なところもあると言っていますので、国そのものが最低賃金を決めて、地方自治ということになれば、地方自治法で決められるようになってくるんですよ、税法上。ですから、森林環境税みたいな、地方自治に手を突っ込んで森林環境税をするようなことを平気で国がしよりますから、そんなことをせずに、三次市は、要するなら三次市がすればいいんで、地方税法上できるわけですから、それらも含めて、税金が入ってきて市が豊かになるためには、市民が豊かにならないてはならないんで、そこを発注する地方公共団体が今言う物品の購入や契約を結ぶ際には一定の条件をするということは、これは法的にも許されるんじゃないかというふうに思っています。ですから、大手企業が安価で委託するようなことにならんように、地元企業の育成というのをしっかりとせんと、地元が廃れていく。持続可能な地域づくりにならんと思うんです。ですから、地域の循環型経済も、地産地消というのは農業だけでなく、そうしたところ、産業も含めていろんな業者を地産地消で使っていくということが今後三次市として生きる道だと思いますが、いかがでしょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 条例の制定でありますけれども、議会での御要望の中身からして、やはり賃金条項というのは盛り込むものであらうと思います。そういった中で、これを導入するに当たっては、担当部署の体制整備、職員の調査権を付与する必要があるかと思えます。公正な職務ごとの賃金の決定も必要でございます。当然そういった価格を決定する範囲でありますとか、どこまでを賃金に含めるか、そういった委員会設置の必要もございまして。そういったことの体制整備、さらには罰則規定をどうするのか。1番課題であると思っておりますが、業者が相当な書類作成を求めるようになります。そうしたときの業者への説明、理解、場合によっては費用も求められるかもしれない。やらない理由というふうにとられるかもしれないんですけども、いざやっ払いこうとしたときには、工事以外に委託料をどうするのか。指定管理料も含めているところもある。そういったことを考えたときに、なかなか三次市の規模での導入というのが、ハードルが高いなというふうには、私のほうは考えているところでございます。ただ、地域経済の発展という中で、先ほどの新家議員のときの説明でもさせていただいたんですけども、市内ですることができる可能な工事は市内限定に入札をしています。委託等も市内業者は数がそろっていることもあって市内業者で入札をしているということもありますし、さまざまな業務もそれぞれ可能な限り市内で発注、施工をお願いしているというふうなところで、努力は

しているということで御理解いただければと思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 何にしても、今地域で生き残っていかないけませんから、いろんな知恵を出していかなければいけないと思うんです。ですから、今指定管理を受けるところからいうと、せめて、よそもやっているみたいに、地方公務員の初任給の時間給ぐらいは、950円ぐらいですかね。それぐらいは設定されてそこからスタートするというのも必要だろうと思うんです。地元企業を優先的にやられて、そこが豊かになって税金をいただいて、またそれもよい循環になると。部谷部長に計算してみてくださいと言ったんですが、今すぐにはできんでしょうが、そうして100円上がることによってどれだけ、およそ2万数千人おられる産業労働者が、どういうふうに税金がかかってくるのかということもあると思うので、全てはそうはいきませんが、その計算も入れながら、しっかりと可能な地域づくりの財政の安定化ということを、ぜひとも知恵を図っていただきたいと思います。

時間がないので次にいきたいと思いますが、三次まるごと博物館構想について、資料を。

1月末に「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館企画展」というのがありよったんで行きました。もう10年前からまちごと丸ごとというのをここはやられております。それで、ぜひとも参考にとということで、議会が来られたのは初めてですがとか言っていましたし、イギリスのほうからも視察がありよるみたいで、ふるさと博物館というのが、101あるかどうかちょっとわかりませんが、ポスターもいただきました。こういうポスターを来たところへ張って、ふるさとの茅ヶ崎を全部知ってもらおうということで、ノートもつくっておられます。「私の都市資源ノート」というので、全部回ったら印鑑を押したり、いつイベントがあるよと1年間のイベントもばつと書いて、こういういいお店があるよとか、こういう観光地がある、市内の神社めぐりとか史跡めぐりとか、どこの地域がこういうイベントをしてですよとか、101ほど、その前は100だったんですよ。それで1個増やして101にしたと。今度102にするとおっしゃっていましたが。そうした丸ごと博物館構想ということで、三次市も、もちろんもののけもそうですが、それも含めたその地域全体を知らせていく、知ってもらおう。宝だということを取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(副市長 瀬崎智之君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀬崎副市長。

[副市長 瀬崎智之君 登壇]

○副市長(瀬崎智之君) 今御説明をいただきました茅ヶ崎市が取り組んでおられます「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」は、通常の博物館事業とは異なりまして、地域そのものを博物館に見立てて、その地域内にある有形無形の都市資源を展示物に見立て、また学びや調査研究等の博物館活動を、学芸員任せでなく市民みずからが主体的に行われているというふうなものでございまして、これはいわゆるエコミュージアムという手法であると理解しております。

日本の国内でも、茅ヶ崎市はもちろん幾つかの地域で同様の取組が行われておりまして、中には本市と同様に観光でありますとか交流の促進に軸足を置いたような取組もございまして、三次まるごと博物館事業、これはもともと三次地区のまちづくりを考える会のほうで行動計画としてお示しになったものから受けてやっているものでございますが、その中の企画検討段階におきましても、これまでも事例について資料を読んだり現地見学を行ったりして、参考にしてきたところでございます。その1つのあらわれとしまして、現在、昨年7月に発足いたしました三次地区の文化・観光まちづくりを進める会の中におきまして、市民の皆様自身による歴史文化資源の発掘でありますとか、展示について、それからこれらのまち歩きを促す仕組みづくりなど、プロジェクトを設けて、今現在議論が進み、取り組まれているところでございます。10年間にわたりまして、市民参画で継続されてきました茅ヶ崎市の取組も、大変さまざまなことをされておりました、参考になるとお思いますので、研究いたしまして、三次まるごと博物館事業をよりよいものにしていきたいというふうにお考えしております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) ぜひとも参考にしていただいて、ガイド養成講座とか、200人ぐらいもいらっしゃるんです。1期から8期ぐらいまでに分けて、ボランティアとかガイド養成とか、専門家とか学識経験者を使つての取組を十分されていますので、次の資料、三次もこうしたもののけの、今日からどうやら発売らしいですが、ミックンですかね、三つ目のもののけ、一つ目のもののけヒイちゃんとか生首のものけクウニヤさんとかいうバッジが、トレタみよしで350円で売られるというんで、青陵高校の子供たちが考えたバッジですから、ぜひとも大いに売っていただいて、こうした取組もぜひともやっていただきたいと思います。時間がないので次にいきますが、積極的な取組をお願いします。

4番目の労働環境の課題ということで、定員管理計画で561名というのが提示されて了承したところではありますが、しかし今のところ550と、ちょっとそれはよくわかりませんが、10名ないし11名ぐらい足りないという状況が今生まれていますし、嘱託職員を入れた512名というような状況でありますので、働き方改革もいろいろ叫ばれていますが、ゆとりのある働き方というのが言われているんで、そこをどういうふうに取り組まれようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) まず必要な職員の確保につきましては、任期付職員の活用とか再任用職員のフルタイム化の検討なども含めて、多様な任用形態を活用するというのを定員管理計画の中に盛り込んでおります。先ほど議員御指摘の561人を基本としながら、効果的、効率的な行政運営を行い、適材適所の職員の活用を図るとともに、再任

用職員の活用を図り、必要な新規採用を行ってきたところでございます。その結果、平成29年度当初職員は552名ということと、再任用、短時間職員も含め、適切な行政運営を行ってきておるところでございます。臨時職員等も含めまして、さまざまな改善を行ってきているところでございますので、さらに来年度に向けても臨時職員の賃金の引き上げとか休暇制度の改正、そのようなことも予定しておるところでありまして、引き続いて働きがいのある職場となるよう考えていきたいと思っております。また、2年後に導入される予定の会計年度任用職員、この制度も見据えながら、国に準拠することを基本として、県の状況を参考に、県内他市との均衡を図るという基本方針にのっとり検討していきたいというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） 聞こうとすることを先に答弁がありましたんですが、561というものは執行部が提示した数ですから、再任用職員が何人とか臨時職員が何人とかいうんじゃないで、定員管理計画で561名を達成せないけんのんじゃないですかということを言いよるんです。そこをちゃんと561なら561という定員で定員管理計画のもとに行うべきだと思いますが、いかがですか。

(総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 落田総務部長。

[総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 定員管理計画に定められております561人というのを、平成27年4月1日ということでございますが、それを基本におきながら、業務量とかさまざまな体制を考慮して、行政サービスの向上を図っていくということが重要でございますので、さらに年齢構成の適正化、そういうのも含めまして、具体的なことについては次期に策定します定員管理計画の中で定めていきたいというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） もう時間がないので、また別な機会に議論したい。もう答えも言っていたんですが、しっかりと今言う前向きな取組をしていただくということを要望して、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（亀井源吉君） この際、しばらく休憩いたします。再開は13時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時20分——

——再開 午後 1時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（亀井源吉君） 休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、午前中の新家議員の一般質問に対し、部谷財務部長から発言したい旨申し出がありましたので、この際これを許します。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 午前中の新家議員の測量・建設コンサルタント業務の登録業者、市内営業所の実態調査につきまして御質問をいただきましたけれども、実態調査をしていないというふうにご答弁させていただきましたが、実際には平成25年、そして平成28年度に実施いたしております。今後も引き続き、実態調査については実施をしていくように考えております。訂正をさせていただきます、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長(亀井源吉君) 順次質問を許します。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 公明党の黒木靖治でございます。議長の許可を得たので、一般質問をさせていただきたいと思っております。私のほうからは大項目1から4について質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1の三次市障害者計画(地域生活支援拠点の整備)についてお伺いいたします。

我が国では、平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。また、その締結に至るまでに、障害者制度改革推進会議において障害者制度改革のための本格的な議論が行われ、その取組は障害者施策全体を見直し、国内法の整備等諸改革を進めるものでした。これにより、平成23年の障害者基本法の改正、平成24年に障害者総合支援法の成立、平成25年に障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正、そして障害のある人に対する権利や無理解、偏見をなくしたいという思いを形にした法律が、平成28年4月に障害者差別解消法として施行されました。

「もし私たちが亡くなった後、誰がこの子たちの面倒を見てくれるのか」、親亡き後を心配される御家族の声をお聞きします。また、障害者のいる家族の方は、平日は事業所への通所で見てもらえますが、土曜日、日曜日、祭日は基本的には自分の家で見なければならぬ中で、冠婚葬祭などの急用の場合は通所しているところをお願いして見てもらえますが、地域の行事や農作業などのときはお願いしづらいのが現状でございます。個人的な旅行なんてとてもできない状況です。親に負担がかかっている中で、たまには親の自由な時間をつくってあげることも必要なことだと思います。

このような現実がある中で、障害がある人もない人も誰もが家庭や学校、そして地域の中で豊かに過ごすための理解と知識を高め、安心できる地域社会をつくり上げるという共通の認識を持ち、各自の生活の中に生かしていくことが大切であると思っております。また、国の示す基本的な考え方等でも、地域には障害児・者を支えるさまざまな支援が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき、整備が進められているところではありますが、それらの間の有機的な

結びつきが必ずしも十分でないことから、今後障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であると言われております。

1といたしまして、障害者手帳所有者、障害者福祉施設の現状についてお伺いしたいと思います。一般質問の聞き取り前日に、全員協議会で説明及び資料が出されましたので、三次市における身体障害者手帳を有しておられる方の現状を、再確認のためにも平成28年、29年度の状況を等級別、年齢別、障害者種別にお伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 障害者の方の人数のお尋ねでございます。平成29年度に関しましては、3月末のデータがまだまとまってございませんので、平成28年度ということで御了承願いたいと思います。

本市における障害者の人数でございますけれども、平成29年3月末現在の手帳の発行数に基づいて申し上げます。まず身体障害者につきましては、1級が832人、2級が509人、3級が643人、4級が711人、5級が252人、6級222人の合計3,169人で、その年齢構成を申し上げます。18歳未満が36人、18歳から64歳が606人、65歳以上が2,527人でございます。次に、知的障害者でございます。こちらにつきましては、マルA65人、A192人、マルB159人、B155人の合計571人、その年齢構成、18歳未満が133人、18歳から64歳が359人、65歳以上が79人です。最後に精神障害者につきましては、1級が26人、2級が334人、3級170人の合計530人で、その年齢構成は18歳未満が15人、18歳から64歳が411人、65歳以上が104人となっております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ありがとうございます。

続きまして、2、取組状況についてお伺いしたいと思います。地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として平成29年度末までに各市町または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とされているのに、三次市においては整備ができていないのは、原因は何か。また、課題は何か。また第5期障害福祉計画の基本方針においては、現在地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とし、基本指針を国から出されているが、本市の状況についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長（森本 純君） 地域生活支援拠点整備の御質問でございます。この制度につきましては、平成27年度に制度化されまして、3年間が経過するところでございますけれども、現在県内でも整備済みの市町はなく、全国の市町におきましても、平成29年9月末現在の整備率約2%という程度にとどまっているのが現状でございます。これは、関係機関等による協力体制を始め、24時間対応の相談機関や緊急受け入れができる事業所の確保、あるいは施設間の地域ネットワーク役を担う専門的な人材の確保と育成等に課題があると言われておりまして、本市でも同様の状況でございます。

現在の三次市の取組状況でございます。平成28年度に三次市障害者支援協議会で情報提供や相談支援事業所で組織する相談支援部会で勉強会を行うなど、協議の場づくりを進めてきたところでございます。今後は三次市の現状を踏まえ、求められる機能を精査するとともに、既存機能を生かしたネットワーク化の可能性も含め検討を行うことといたしまして、具体には、関係機関等との意見交換などを行いながら基本的な考え方をまとめ、具体化を進めていきたいと考えております。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 平成32年度までに整備されると言われていましたが、いろいろな状況をお聞きしてみると、整備するには最低2年時間がかかると言われております。それには現場力、地域力が重要であると言われており、また障害者の方は1年で障害の度合いが大きく変わる場合もございますので、より早い整備をよろしくお願いいたします。

続きまして、3、整備手法についてお聞きしたいと思います。地域生活支援拠点等の整備促進についての骨子で、整備の目的として、障害者等の重度化・高齢化、親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害者にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2点を示されております。また、必要な機能等といたしまして5項目ありまして、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を集約して、グループホームや障害支援等に付加した多機能拠点整備型、また地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型等、地域の実情に応じた整備を行うとあります。三次市においては、地域生活支援拠点の整備類型について、多機能拠点型とするのか、面的整備型のどちらを考えておられるのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 地域生活支援拠点、中身につきまして、今議員の御紹介されたとおりでございまして、整備手法としては2種類ございます。本市といたしましては、まだ議論の段階でございまして、どちらの手法によるかはまだ未定の状況でございます。しかしながら、

本市におきましては、現在、障害者支援センター、これを福祉総合相談支援センターに設置してございまして、24時間対応で緊急時を含め当事者の生活全般にわたる総合相談に応じるなど、支援態勢の充実を図っておりますほか、サロン、ソーシャル活動を通じた当事者同士の交流や社会参加の支援を行っているなどの実態もございます。

今後は、そういった三次市の現状を踏まえて、求められる機能を精査し、既存機能を生かしたネットワーク化の可能性も含め、検討することといたしてまいりたいと思っております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ありがとうございます。人は誰もが自分の好きな地域で住み、一生そこで過ごしたいと思います。しかし、介護が必要になったときに、家族の介護の限界と地域に援助する基盤がないため、地域を離れて入所しなければならないのが現状でございます。さらに、高齢になった障害者とそれを介護する高齢者の親は、お互いが心の支えとして生活されております。その生活の現状では、高齢者施設、障害者施設と別の種類の入所施設に別れ別れで暮らさなければならなくなり、心の支えも失うこととなります。このような状況を十分理解しておられると思いますが、一日も早い地域生活支援拠点の整備をお願いしたいと思います。

また、1969年に水俣病患者の真実の姿を世に知らしめようと、被害者である漁民たちの運動や患者たちの苦悩、希望を克明に描き切った本『苦海浄土』で水俣病を各発された作家の故石牟礼道子さんの言葉をおかりして、「人さま方の苦しみをわかる人が増えてほしい」。水俣病患者と真正面から向き合っただけで大変思い言葉でございます。もし障害のある子供さんがおられる御家族が自分の家族だったらということに思いをめぐらせていただきたいと思っております。今後計画を進めていかれる場合、いろいろと課題も多く大変だと思いますが、支えるべき相手の顔が浮かぶような支援であっていただきたいと思っております。そういう思いがあれば、知恵が湧き、アイデアが出て、障害者の方や家族の方に本当に寄り添った計画が作成されるものと信じております。増田市長、森本部長、障害者の方や家族の方の思いや願いを強く受け止めていただきたいと申し上げまして、次の大項目のドローンの活用について移らせていただきたいと思っております。

昨年の12月議会でも同僚の保実議員が質問され、私も平成29年3月議会でも質問しております。再度質問させていただきます。ドローンについては、テレビ報道、新聞報道などで活用が認識されるようになって、空の産業革命と言われております。防災や災害発生時における情報収集、人命救助、農薬の散布、農産物の生育調査、インフラ構造物の点検、農地等の測定、山林の状況調査、鳥獣被害対策や生態調査、宅配など、いろいろな分野で活用や実証実験が行われております。

総務省・消防庁では、地域の消防団がドローンを活用し、災害現場の状況を素早く把握できる態勢を整えるということで、2018年度に消防学校全55校にドローンを配備し、消防団員が操作訓練などを受けられるようにしております。また、ドローンは迅速に稼働し、上空から

の被災状況の映像などを伝送でき、消防団の情報収集態勢を強化し、地域の防災力を高めると言われております。2019年までにドローンの無償貸与を全国の消防学校全55校に2台ずつ行き渡らせる予定で、消防団員がドローンの操作になれるよう訓練できる態勢を整えるようがございます。ドローンが災害現場で実際利用できるると市町村が判断した場合は、市町村が各消防団向けに購入する場合、総務省は地方交付税を使ってその費用を支援するようになっているのでございます。

そこで、1、農業用及び災害時の活用についてお伺いいたします。農業用ドローンについては、三次においてはJ A三次と連携して集落法人、営農集団などを対象としたドローンによる農薬散布の研修会を昨年4月と7月の2回実施されております。昨年12月、同僚議員の保実議員が質問された中で、日野部長が各地域の導入状況であるとか生産団体の意向とかといったことを、動向も含めて引き続き注視なり研究なりしてまいりたいというふうに答えられております。県内では、J A広島北部が昨年4月から普及を進めており、またJ A広島中央においては、昨年4月から農薬散布ドローンを導入して貸し出しを始めていて、ドローンの活用を本格化し、営農法人と年間契約し、導入費用の抑制や作業の省力化で担い手の負担を減らし、経営安定につなげようとしておられます。営農集団では、ドローンの導入までは水稲防除を動力散布機等を利用して5人で約40分かかっていたものが、ドローン導入より移動も含めて約20分で済むようになったと。また作業員は操縦者と距離を指示するナビゲーター、農薬の補充などの補助員3人で済むということで、防除が省力化でき、人件費も削減できるとおっしゃっていました。また、J Aが6台所有し、1台は東広島市の半額市費助成により購入されております。年間契約が結ばれておまして、年間契約は75万円、2カ月60万円、1カ月45万円、1週間15万円、1日3万円というリース契約を結ばれて、使用されております。導入費用の抑制や作業の省力化で担い手の負担を減らし、経営安定につなげていきたい。また平成30年度には小規模な農地をJ Aがまとめて法人に作業を委託することで、耕作放棄地の減少も考えておられます。J A広島中央では、担い手の経営支援はもとより、若い人が農業に関心を持ち、取り組むきっかけになれば大変よいことだと言われて、さらに活用の幅を拡大したいと言われております。ドローンの導入については、三次市が、受け身でなく積極的にJ A三次と連携してモデルケースをつくって普及を促進する取組ができないか。

また、災害時におけるドローンの活用については、広島県危機管理課はドローンを扱っている業者と協定を締結していて、災害時における被害状況の収集に関する協力や平常時における防災活動への活用をされております。また、各市町村より災害時などにおける要請があれば対応していくとのこと。しかし、災害が広範囲にわたって発生した場合、県による対応は難しいと考えられますので、市独自で導入してオペレーターについても消防署等と連携して養成はできないか。もしできない場合は、広島市、福山市、尾道市に問い合わせてみましたが、独自では費用がかかるということで、所有しないで業者との協定を締結していて、災害時等におけるドローンによる対応をしていると答えていただきました。三次市においても、業者と協定を締結して、災害時や防災活動による対応、取組ができないか、お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 農業分野におけるドローンの導入に対する市の支援の考え方でございます。12月議会におきましても御答弁させていただきましたけれども、まずドローンの活用ということにつきましては、議員おっしゃいますように、メリットとしてやはり労働力あるいはコストの軽減といったような形で、主には水稲防除ということで活用されている状況があらうかと思っております。一方で、機体の本体の購入の経費のこと、また機体ごとのオペレーターの技能認定経費といったこと、また維持管理経費といったことが高額ということもあって、大体購入が300万円を超える額にならうかと思っておりますけれども、県の試算によると、大体18ヘクタール以上あれば、そういった程度の作付規模が必要であらうというような試算もございます。また、議員もおっしゃいますように、県内のJAの関係でいきますと、貸し出しというような形で対応しておる状況がでございます。JA広島中央におきましては、1日貸し出しであれば3万円程度、あるいは1週間であれば16万円程度といった形で貸し出しをしておる状況もでございます。あるいは受託といった形で、薬剤込みで反当3,500円程度の受託といった形で、具体的に県内のJAの取組といったことがございます。

現在、本市におきましては、JA含めて集落法人等から具体的な導入に係る要望というのはないわけでございますけれども、このドローンの機能というのはやはり日進月歩といった状況もあらうかと思っております。関係法令の周知あるいはドローンのメリットあるいはデメリットといったことも含めて、今おっしゃいましたようにJA等と連携して研修会を実施しておるところでございます。また、今年度広島県におきましても、この2月にドローンの研修会といったことが開催されており、そういったところにも参加しながら情報収集をしているところでございます。本市といたしましては、こうした各地域でのドローンの導入状況ということの中で、メリット、デメリットを含めてJA、関係団体等の意向といったことも注視してまいりたいと考えているところでございます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) ドローンの災害時の活用ということでございますけれども、大規模災害が発生した場合には、被害状況等の把握をする必要がございます。そのときには、ドローンの活用というのは有効な方法の1つだと考えられております。県が締結している協定は、議員御指摘のとおり、ドローン単独の協定ではなく、協定内容の項目の1つにドローンがあるものでございます。現段階では、県防災ヘリ等のテレメーターによる画像の提供を受けるといったことは想定しておりますけれども、災害発生時の状況により調査、例えば被災状況の把握でありますとか、あるいは被災者の捜索など、そのような調査が必要な場合には、ドローンのオペレーターの確保を含め、国や県、また消防、警察などの関係機関、

さらには民間業者などと連携をしまして、対応するように考えているところでございます。

したがいまして、現時点では市単独での、独自でのドローン導入については想定しておりません。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 2人の部長のほうから答弁させていただきましたが、消極的な受け止め方をしてもらえないかと思っておりますので、若干私のほうからも御答弁申し上げたいと思っております。

1機300万円ということでございまして、その財源の確保ができないということはございませんので、問題は市が保有していくということが大きな課題であります。農政でいえばJA三次さんのほうでそういう導入についての思いをお持ちでありましたら、積極的に御支援申し上げていきたいと思っておりますし、防災上の観点から今おっしゃっていただいたような業者との何らかの提携ができるものでしたら、そこらも含めて、今の時代でありますし、農業面または防災面、いろいろな面で活用というのは大事であると思っておりますから、消極的な姿勢でなしに、いろいろな面で将来的にも調整しながらやっていきたいと思っております。答弁は私を含めて調整した中でありますが、今御質問を聞きまして、やはり消極姿勢ではいけないと思っておりますので、今後また検討させていただきたいと思っております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 増田市長のほうより積極的な答弁をいただきました。ありがとうございます。今後ともぜひ早期の取組をお願いしたいと思います。また近年異常気象が発生している状況を見ても、いつ災害が発生するかわからない、予想もつかない状況でございまして。災害が起きてから想定外でしたというような、どこかの国の大臣の答弁でないように、そのようなことはお願いしたいと思います。日ごろから災害時を想定して、市民の生命を守る準備をするのも行政の責務だと考えますので、早い取組についてよろしくお願いいたします。

続きまして、2、操縦資格の取得に対する助成金についてお伺いいたします。ドローンの活用はいろんな分野で急速に進んでいます。ドローンに搭載されたビデオカメラで空中からの農産物の生育状況を観測する取組を進められていて、映像をパソコンで色分けし、成長がおくれている場所を特定し、肥料などを調製し、収穫量の向上につなげていくというものでございます。また、農林水産省の技術政策室はドローンについて、「後継者不足の中、データに基づく農業の普及や農作業の軽減に有効だ」と期待を高めております。中国新聞の報道で、島根県益田市の高校で、測量を学ぶ生徒がグランドゴルフ場のコースマップを地元の建設コンサルタント会社の協力で作ったという記事が載っておりました。高校生は測量関係の仕事に今後つく予定で、今回の経験を生かして仕事に臨みたいとの記事が掲載されておりました。ドローン技

能資格を取得するのに、3日から5日の講習で約20万円から30万円ぐらいの技能取得費用がかかります。農業に従事する人材を確保するためにも、また農業法人、認定農業者、高校生を対象に、操縦技能の取得費用に対して半額助成、または高校生については条件をつけて全額助成できないか、お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) ドローンの技能資格の取得に係る助成・支援ということについての御質問でございます。現在、農薬散布用のドローンのオペレーターの技能認定につきましては、機体の種類ごとの認定が必要であるということになっておるかと思っております。他の機種のパイロットとして活動していくためには、その都度追加で講習を受けるといった状況もあろうかと思っております。この個別の技能認定に要する支援につきましては、市としては現在考えていないといった状況でございますけれども、先ほどの御答弁の内容のとおり、関係団体のドローンの導入についての意向については、動向を踏まえながら検討していくということになろうかと思っております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 今のところは考えておられないという答弁でございますが、農業をされている人のことも考え、また農業振興や担い手育成などの取組を本当に真剣に考えておられるのであれば、積極的な取組をされるべきではないでしょうかと思っております。また、農業振興プランにおいても、持続可能な地域農業の確立、夢の持てる農業の実現をめざして云々と書かれております。ぜひとも担い手の確保、育成していくための施策を推進するとともに、農産物の生産力強化事業により農業所得の向上、農業経営の基盤安定強化を図っていきまわると言われておりますので、ぜひとも今後、積極的な助成等、支援をしていただきたいとお伺いいたしまして、次の受動喫煙対策のほうに移らせていただきます。

大項目の受動喫煙対策についてお伺いいたします。平成29年3月議会でも質問しましたが、今回再度質問させていただきます。

たばこの受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が近く閣議決定となる予定となっております。受動喫煙対策は、これまで15年前に制定された健康増進法で努力義務となっておりましたが、効果は十分とは言えませんでした。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催国として、たばこのない五輪が求められてきました。

今回の改正案には、学校や病院、行政機関など敷地内禁煙、その他多くの人が利用する施設を原則屋内禁煙とする罰則付きの規制を設けるなど、望まない受動喫煙の防止対策を本格的に前進させる内容が盛り込まれております。法案が成立すれば、先行的に2019年夏ごろから敷地内禁煙が一部施行され、2020年4月1日からは全面的に施行されます。特に、多くの人が利用

する施設を原則禁煙とする、喫煙室以外ではたばこが吸えないことが明確となります。ただ、既存の小規模飲食店では、喫煙専用室をすぐ設置することが難しく、一律に規制を設けると実効性を確保できなかつたり、営業継続が困難になるおそれもあることから、規制に一定の例外を設ける経過措置を規定、その期間は法律で定めるとあります。例外の適用要件は先行して条例で規制を設けている神奈川県などの例を参考に、既存店、個人または資本金5,000万円以下の中小企業、客席面積100平方メートル以下としています。その場合にも、知らずに入店し、たばこの煙を吸うことがないように、店舗などに喫煙できる場所である旨の標識を掲げることが必須となります。対象は、全国約55%と見込まれております。新規開設の場合は例外は認められないということで、飲食店で未成年の従業員などがたばこの煙の中で業務を強いられることがないように、喫煙できる場所に20歳未満を立ち入らせてはならないことも明記されております。実効性が確保されるよう、保健所が適切な指導などの役割を果たすようにと言われております。加熱式たばこについても、紙巻きと同様、施設に応じて敷地内禁煙、原則屋内禁煙の規制が行われます。ただ、どれほど健康に影響があるか明確になっていないこともあり、原則屋内禁煙の施設においては、喫煙室内で飲食しながら加熱式たばこを吸うことが認められますということで、今回の法改正は国としての最低限の規制ラインを示したものでございます。

そこで、1、喫煙者の状況及び喫煙所の設置及び整備についてお伺いいたします。現在、市役所また小・中学校における喫煙者の数をどのように把握しておられるのか。また、第2次三次市健康増進計画では、平成23年度の公共施設別の敷地内全面禁煙割合を掲載されていましたが、現在はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 市職員の喫煙者数という御質問でございますけれども、現在職員個々の喫煙状況の調査というのは実施しておりませんので、喫煙者数については把握していないのが現状でございます。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 学校職員の喫煙状況についてお尋ねいただいておりますが、小・中学校の教職員の喫煙人数につきまして把握したものは、三次市教育委員会としては持ち合わせておりません。ただ、健康の害であったり、あるいは子供たちへの指導のこともございますので、職員への健康管理についての指導は繰り返し行っているところであります。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 今、議員のほうから御紹介いただきました第2次健康増進計画、

こちらにつきまして、本年度までの健康増進計画でございまして、来年度からの計画につきましては、2月20日の全員協議会で説明させていただきました三次市健康づくり推進計画によるものとなります。この計画におきましても、平成35年度までに市内公共施設の敷地内全面禁煙の実施率100%とする目標を掲げておるところでございます。

平成29年12月1日現在の調査結果を申し上げます。図書館、保健施設、市立小・中学校、保育所、公的福祉施設、市役所、支所等が82施設ございますけれども、これらは実施率100%でございます。公会館5施設ございます。その中の4施設で80%、スポーツ施設は34施設中24施設で70.6%、その他文化施設が17施設中11施設で64.7%、コミュニティセンターは28施設中14施設で50%の実施率となっております。公共施設全体でいいますと、166施設中135施設が実施してございまして、実施率は81.3%となります。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ありがとうございます。続きまして、2、喫煙場所の設置及び整備についてお伺いしたいと思います。

三次市において、公共施設内全面禁煙となっておりますが、たばこを吸う方は休憩時間等においてコンビニや敷地外の民家の通路、または自動車の中、支所においては建物の陰、コミュニティセンター建物の陰などで吸われている職員がおられると、市民の方からお聞きします。また、三次中央病院の夜間入り口付近の植木の根元にたばこの吸い殻が捨てられていたりいたします。このような現状がある以上、公共施設敷地外へ喫煙場所を設置及び整備できないか。また、第2次三次市健康推進計画にも三次市受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき、市内公共施設内全面禁煙を推進するとともに、関係機関と連携し、飲食店に禁煙、分煙の表示を徹底するよう啓発、とあります。そのためには、市として公共施設外へ喫煙場所を設置及び整備できないか。また民間施設が喫煙場所、分煙室を設置することに対する支援について、次の2点を提案いたしたいと思っております。

まず1点目でございますが、民間商業施設、飲食店への屋内外の分煙室等整備への助成金、例えばユニットハウスなど大きさ、材質によって金額は違いがございまして、約30万円から400万円ぐらいかかると言われております。

2点目でございますが、民間商業施設、飲食店への受動喫煙防止機器導入への助成ということで、たばこの副流煙対策等の空気清浄機設置への助成ができないかということでございます。これはインターネットで検索していたら、そういう会社がございまして、1台が約10万円ということで、電話で確認いたしましたら、その担当の方が三次タクシーに十数年前女性のお客さんからたばこ臭いので何とかならないかということの相談がございまして、空気清浄機を導入したことがあると言われておりますので、ぜひともこういう現実がある中、例えば4月から喫煙者に一切吸うなど、現実的には無理だと考えますので、施設などを含めてモデルケースとして設置できないか、お伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) まず、公共施設以外の喫煙場所の設置整備という御質問でございますけれども、市といたしましては、そういった施設の整備のほうは考えてございません。

それから、民間の施設への分煙室の設置、あるいは分煙機器の導入への助成の件でございますけれども、こういった助成制度につきましては、中小企業に対する国の助成制度がございます。こちらのほうの情報提供に努めてまいりたいと思います。また、現在国におきまして、飲食店などの禁煙、分煙などの法整備についての議論が、御紹介のとおり進められておりますので、これらの動向にも注視しながら対応を行ってまいりたいと思います。民間施設につきましては、基本的には施設の管理者、事業主の責任において対応されるものと考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ありがとうございます。平成29年度の予算案の中にたばこ税が3億6,400万円、三次市に入ってきております。それはひもつきでなく一般財源に使われているようでございます。これは、喫煙者の方の税金でございますので、先ほどできないと言われましたが、現実こういう状況がある以上は、そのお金を利用してでも喫煙室、分煙室を設けるべきだと思います。再度答弁をお願いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 繰り返しの御答弁になりますけれども、そもそも市といたしましては、公共施設での敷地内全面禁煙実施率100%をめざしてございますので、市が整備した以上公共施設ということになるかと思っております。本来の市の目標に反することになりますので、施設整備は考えてございません。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) できないという答弁でございますが、
もたばこを吸っておられます。本当は喫煙室が欲しいんじゃないかと考えます。
も吸っておられます。この場では無理かもわかりませんが、ぜひとも検討をよろしく願います。

続きまして、それでは、どうしてもできないというのでございましたら、禁煙目標の3つの提案をいたしたいと思っております。まず、禁煙目標と計画の策定ということですが、健康増進計画に合わせた期間で、どのように限りなく喫煙者をゼロにもっていくのか。また、2点目といたしまして、禁煙外来への費用助成ということですが、これは健康増進計画で、先ほど森本部長の答

弁にありましたように、たばこの健康の害の啓発と禁煙の推進をしていくと言われましたが、禁煙意思のある人へ禁煙相談や医療機関等の情報提供と支援の強化を図りますとあります。こうありますので、2006年4月から禁煙外来の治療費が保険適用となり、禁煙外来の治療費負担目安が12週間5回治療で2万円ということになっております。この2万円で、喫煙者に対する費用を補助できないかということです。例えば、1,000人三次でおられたら、2万円でございますから2,000万円でございます。2,000万円という3億6,000万円の2,000万円ですから、本当に金額としては知れていることだと思いますので、その点も喫煙者の方に考慮していただきまして、検討をよろしくお願いいたします。

3、小・中学校における喫煙防止の出前講座の実施についてお伺いいたします。三次市健康づくり推進計画の第2次健康推進計画で、今後の取組として、小・中学校では保健の時間に喫煙が健康を損なう場合について具体的な資料を用いて指導しますとあります。たばこは依存性の強い物質のニコチンが含まれているため、止めるのは困難でございます。たばこは違いますが、日本薬物対策協会で10万人の子供を対象にして薬物の真実を伝えていて、当協会の講演を聞いた高校1年生の女の子が「薬物はだめという理由がわからなかったけれども、こうだから使っちゃだめと理由がわかったので納得することができます」と感想を残しています。たばこは一旦吸い始めて一定の期間が経過すると、ニコチンという依存性の強い物質のため止めるのが困難になります。ニコチンに関しては、いまだ多くの人たちがニコチンの依存性はそれほどない、また中には依存性など全くないと思っている人さえいると言われております。ニコチンはヘロインやコカインとほぼ同等か、それらを上回る強い依存性を持った物質であると明らかになっております。そのためにも、教育を含めた啓発活動にもっと力を入れるべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（亀井源吉君） 黒木議員に一言注意させていただきます。市政を問うのが一般質問でありますので、個人の名前は控えるようお願いいたします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 小・中学校における喫煙防止の指導についてお尋ねいただきました。

現在、喫煙防止の指導におきましては、国が示しております学習指導要領に基づきまして、小・中学校の保健体育の時間に行っているところであります。具体的には、小学校においては、煙には健康に害のある物質を多く含むということ、未成年の喫煙は法律で禁止されているということ、また受動喫煙によっても体に害があるということなどについて指導をしているところであります。さらに、中学校におきましては、常習的な喫煙によりさまざまな病気を起こしやすくなるということ、特に未成年者の喫煙は体に悪影響を及ぼすことなどについて、具体的な指導を行って、子供たちにもそういう悪影響というものをしっかりと学ばせているところであります。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） ありがとうございます。三つ子の魂百まで宿るということわざがございます。予防教育こそが将来の喫煙防止の、限りなくゼロに近い重要な鍵であると確信いたしますので、今後ともさらにしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

続きまして、最後大項目4の期日前投票の宣誓書の改善についてお伺いしたいと思います。

この質問については、同僚議員が何回か質問されており、私も平成28年9月議会で質問しております。いろいろその当時の部長が答えられております。年々期日前投票の投票者数の率が上がっております。

そこで再度申し上げます。三次市においては、まだ期日前投票における宣誓書は投票所であるということとされておりますが、投票所で行っているのは現在5つの市町という状況でございます。よって、今度平成31年の市長選挙及び市議会議員補欠選挙、参議院選挙から実施できないか、お伺いいたします。

以上です。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 落田総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 期日前投票所における宣誓書の改善ということでございますけれども、選挙は民主主義の根幹をなす大切なものであり、有権者の方が投票しやすい環境を整えていくことが重要なことだと考えております。これまでも入場券の様式の変更や投票所のバリアフリー化への対応、投票所の新設、移設等を行ってまいりました。本市では、現在期日前投票における宣誓書を投票所で記入していただいております。しかしながら、生活形態の変化や社会ニーズの多様化などにより、期日前投票を利用した投票者が増える中、宣誓書からホームページからダウンロードできたり、入場券の裏面に記載してあり事前記入ができるようになってきている自治体もございます。昨年12月定例会で答弁させていただきましたけれども、本市も他市町の状況を勘案する中で、有権者の方がより投票しやすい環境を整え、公明公正な投票の執行を行えるよう、実現の可否について検討してまいりたいと思います。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） ありがとうございます。ぜひ将来、宣誓書の改善をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。オーバーして申しわけありません。御清聴ありがとうございました。

○議長（亀井源吉君） 順次質問を許します。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔3番 伊藤芳則君 登壇〕

○3番（伊藤芳則君） 日本共産党の伊藤芳則です。3月定例会最後の一般質問になりましたが、皆さんよろしくお願ひいたします。

前段で、今国会において働き方改革関連法案は裁量労働制ありきでデータ捏造疑惑や、また森友学園との国有地取引で財務省が作成し、国会へ提出した公文書が改ざんされていた疑惑も出てまいりました。これが今の安倍政権です。さらには、新年度予算案では、憲法9条改憲の動きと呼応して、さらに大軍拡を進めようと防衛関係費は5兆1,911億円の予算になっております。これは、前年度比で659億5,600万円の増ということになっております。これは、三次市の総予算に匹敵するものです。新年度予算の防衛費、これは軍拡の予算であります。何としても憲法9条を守るという立場で、日本共産党は野党と市民の皆さんと共闘し、9条改憲阻止に全力で取り組むものであります。一方、暮らしや経済の分野では、大企業や富裕層優先で、国民には冷たい予算になっています。社会保障費の削減、貧困に追い打ちをかける生活保護費の削減と、貧困と格差は広がるばかりです。

それでは、一般質問へ移りますが、貧困と格差の解消のための質問でございます。

4月から広島県へ移行する国民健康保険制度について質問します。まずこの新制度はもともと被保険者の多くが自営業者であったり、家族農業者であり、また無職の年金者の方です。低所得者の方が多いにもかかわらず、今年度分で見ても所得の2割を超える方が、保険料が負担になってきています。激変緩和をしながらといっても、新制度になって6年後には大変な値上げになってしまいます。払いたくても払えない、生活費を切り詰めなければならない、払いたくないという方まで出てきます。持続可能な保険制度を維持すると言いながら、負担が増大すれば本当に払えなくなる方が出てくるのは当然ではないでしょうか。

本来、国民健康保険は歴史的にも法的にも、憲法第25条、生存権について、1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と。この法律に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする社会保障制度としています。国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならない。さらに、都道府県は運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならないと、国の運営責任、また都道府県の指導責任を規定しています。しかし、国や県は、国民健康保険は助け合いであり相互扶助の制度と認識しております。三次市としても、そのような同じ考えなのかお聞きします。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 稲倉市民部長。

〔市民部長 稲倉孝士君 登壇〕

○市民部長（稲倉孝士君） まず国民健康保険制度についての市の考え方でございますけれども、まず国民健康保険、これは社会保険の1つとして、受益の多寡にかかわらず、みんなが応分の

負担を出し合ってお互いを助け合う、支え合う相互扶助の理念に基づく医療保険制度であると認識を私どもしておるところでございます、社会保険制度、社会保障制度の一環であると考えておるところでございます。また、国におきましても、国の制度設計におきましても、その趣旨で国民健康保険の安定的な財政運営は、法に基づく公費の負担と負担能力に応じた被保険者の保険料から成り立つものとされているところでもございます。広島県の国民健康保険運営方針におきましても、相互扶助の理念に基づき、保険料と公費で運営される市町国民健康保険制度と記載しているところでもございます。国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりででございます。この国民皆保険制度の維持に向けて、来年度から始まります国民健康保険への県単位化ということで、県と各市町が力を合わせてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 応分の負担であったり最後のとりでであるという思いであると答弁いただきましたけれども、助け合いであり相互扶助ということではあるけれども、実際に支払うのは市民の皆さんなんです。それが、払うのが負担になってきて本当に大変なことになってきているというのは、これはもともと国からの国庫負担金が削減されて、負担が市民が増えてきたという現状があるとは思いますが、持続可能なだけでこれを進めていくなれば、市民の皆さん、また負担の大きな方は本当に生活ができなくなってくるのではないかとことを大変思っております。行政として、県単位化に伴いいろんな試行をこのたびしてこられたと思いますが、政府、県は当初一般会計からの繰入はできないとしていたものが、これは国民の批判を招かないよう、激変緩和措置と法定外繰入の対応をしてもよいということを書いてまいりました。一般会計からも繰り入れてもよいということになっておると思います。これは全国の自治体やまた関係団体、また市民の皆さんからの声が上がったからではないでしょうか。2月20日の全員協議会に三次市の保険税率の改正に関する試算が公表されました。その試算では、来年度は繰入もし、据え置きになるということです。しかし、今後6年間で見れば、隔年で税率が上がっていくということによろしいのでしょうか。そういう試算であったと思いますが、一応お聞きします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 重要な項目でありますから、私のほうからも答弁を申し上げさせていただきます。

本市の国民健康保険税率の改正に関する基本的な考え方につきましては、来年度は現在の県税率のまま据え置きを行い、以降隔年で平成31年度、平成33年度、平成35年度に税率改正を予定いたしております。したがって、平成36年度に準統一保険料とすることとなるわけでござい

ます。この基本的な考え方につきましては、保険税率の改正を盛り込んだ三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を、税率改正の前年度の平成30年度、平成32年度、平成34年度、そして平成35年度に議案提出しながら、冒頭に申し上げました年度で税率を改正させていただきたいというように思っております。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 改正しながら税率を上げていくということには間違いないという答弁でございます。このまま本当に上がっていくならば、生活するにも大変な方が出てこられるということを私は思うわけです。特に、今資産割がある方、今度資産割がなくなっていくということで見ると、資産割のある方は減少していく分はありますけれども、資産割のない方はそのまま税率が上がっていくということになっていくんじゃないでしょうか。私なりにちょっと計算してみましたが、今出されている税率で計算してみましたら、どうも所得が低い方ほど所得に対しての比率が大きくなるような気がするんですが、このようになれば本当に貧困と格差が大きくなる原因もなってしまう。その辺はどのようにお考えかお聞きします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) まず国民健康保険税の税率でございますけれども、所得割額、これは所得のいかんによらず一律でございます。ただし、今回の改正につきましては、その所得割額が高くなっていくと、資産割額がゼロになっていくと。それとあわせて、被保険者の均等割、世帯割というのがございます。これが上がってまいりますので、その分だけ世帯の人数が多い方が大きく保険料が上がるといようなことは、試算的にはあるものでございます。

低所得者の方に対する考え方でございますけれども、まず国民健康保険税、繰り返しになりますけれども、各世帯の所得に応じた賦課を行っておりまして、また住民税非課税世帯に対しては、最大7割の軽減制度が設けられておりまして、今後もこれは継続されるものでございます。また、今回の国民健康保険制度の改正の目的は、安定的な国保の財政運営でありまして、国は追加公費の投入などによって、赤字補填を目的とする法定外繰入を行うことをよしとしませんので、赤字そのものの解消を求めているところでもございます。低所得者の方については、先ほど言った減免の制度がございますし、納付の相談についてもきめ細かく丁寧に対応したいと思います。誰も税金は納めたいということが前提にあると思います。納めがたい場合には、納める方法について親切に丁寧に御相談に応じさせていただきたいと考えておるところでございます。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番（伊藤芳則君） ぜひとも丁寧な対応をしていただきたいということもあるわけですが、実はこの6年間の緩和措置期間の間に、当然毎年税率を見直していかれるとは思いますが、国県は法定外繰入の削減、解消の方針のようでございます。三次市としては、県内各自治体とも協力して、今後法定外繰入の継続を求めるとか、また県に対しても繰入をせよと求めていくことが、また国に対しても負担金を増やすべきだと要望することが必要ではないかと思えます。この辺の考え方はどのように思われていますか。お聞きします。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 稲倉市民部長。

〔市民部長 稲倉孝士君 登壇〕

○市民部長（稲倉孝士君） 今回の国保制度の改正の目的でございますけれども、繰り返しになりますけれども、国民皆保険、これを将来にわたって維持していくための制度改正でございますので、ある程度の被保険者の方の負担増というのはお願いしたいというふうに考えておるところでございます。それと、一般会計からの繰入金、法定外の赤字補填目的の繰入金でございますけれども、来年度から6年間の激変緩和期間中につきましては、今までどおり行うことができますけれども、将来的には、広島県は県内どこに住んでおっても所得水準と世帯構成が同じであれば同一の保険料となることをめざしておるところでございます。ということは、そういった安定的な財源となる保険料をめざしておる中で、いつまでも一般会計からの法で決められていない繰入金をずっと存続させるということは、制度そのものの存続にもかかわってくるものと考えておるところでございます。

それと、国に対しての支援の拡充でございますけれども、これにつきましては、来年度からも始まりますけれども、今もやっておりますけれども、県内の全市町と広島県が組織します連携会議の中で、そこらも論議になろうかと思えますけれども、言うべきことは言わせてもらいますし、今から国の動向なんかも注視させていただきまして、言うべきことがあればしっかりと対応させていただきたいと思っております。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔3番 伊藤芳則君 登壇〕

○3番（伊藤芳則君） ぜひとも今後に向けて県に対してもきちっと物を申して、市民の皆さんの負担にならないように進めていただきたいということを申しまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですが、三次市第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について、この中身について質問する予定でありましたが、ずっと中身を見ておりましたら、ホームページを見ておったら、パブリックコメントの結果が出ておりまして、このことについて今回は質問させていただきたいと思えます。

まず、パブリックコメントの手続条例というものが何かということで見ましたら、目的と第1条、「この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、政策形成段階での市民参加の機会を確保し、市民への関心を高めるとともに、市民に対する説明

責任を果たすことで市政運営の公平性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする」となっております。

しかし、このたびの、長いので省略しますが、この案に対するパブリックコメントの募集が、1月19日から2月7日に行われていますが、提出された意見はゼロ件となっています。さらにもう1件、三次市障害者計画案のパブリックコメント、1月17日から2月5日の募集期間で行われています。これも提出された意見はゼロ件です。これでパブリックコメントを行ったとするのか、またこのまま、意見がないまま計画案を進めていくのかお聞きします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) パブリックコメントの件でございます。福祉保健部で今年度、今御紹介いただきました第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、三次市障害者計画、そのほかに三次市健康づくり推進計画、こちらの3つの計画を策定させていただいています。それぞれパブリックコメントの公募を行いました。その結果といたしましては、健康づくり推進計画については3通、5件の応募、それからその他高齢者関連の計画、障害者関連の計画につきましては、問い合わせは数件ございましたけれども、結果的には意見はございませんでした。

このパブリックコメント公募につきましては、市の定める手順にのっとりまして、広報誌で事前告知した上で、本庁及び支所に資料を備えつけるとともに、ホームページでの公募をそれぞれ20日間行ったものでございまして、有効だと判断しております。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 条例に基づいてやって有効であるということは理解できるんですが、意見がゼロ件でもこれは有効と認められるわけですか。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) パブリックコメントの公募でございますけれども、政策に市民の声を反映させるための手段の1つというふうにとらえてございます。各計画の策定に当たりましては、そのほかにアンケート調査による市民ニーズの把握や市民の代表者の方を委員とする計画策定審議会を開催、御審議いただいている経過がございます。特に策定審議会につきましては、高齢者の計画に関しては計6回、障害者の計画では計5回、健康づくりの計画では計3回開催しており、それぞれの立場から多くの貴重な御意見をいただき、再考と修正を重ねる中で計画案をつくってまいりました。こうしたことから、これらの計画に関しては市民の御意見は反映されているものととらえてございます。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 一応前段でそういう段取りはされておられるとは思いますが、実はこのパブリックコメントについて、広報みよしの1月号に掲載されておったと思います。1ページの半分ぐらいを割いて3つの項目が載っておるわけですが、意見を提出したい方は市役所や支所の窓口から、またはホームページで閲覧できるようになっております。特にインターネットがなければ、またインターネットができてどこを探していいのかわからないということで、私のところに問い合わせが1件ありました。さらに、またその内容を見ますと、110何ページであったかと思うんですが、私もホームページから最初見ていたんですが、全部読むということになればかなり大変な時間と労力がかかります。それなりの委員さんたちが練ってこられたものではあります、市民の皆さんがもっと閲覧できるような状況というのが必要ではないかと思うわけです。特に高齢者の方なんかはインターネットできないし、高齢者保健福祉計画、また介護保険事業計画というのは高齢者の方に多くかかわってくる問題であります。ところが、どうやったら、どうすればいいかということで、私のところに電話があったんですが、そのときはもう既に遅かったので、結局インターネットでもよう探し切らんやっただとされるわけです。市役所へ行って見ますといっても、100ページあるものを1日かかって読むということもできないのではないかと思います。パブリック・コメント手続条例第1条にあるように、「政策形成段階での市民参加の機会を保障し」とあるように、もっと意見を聞きやすいパブリック・コメント手続条例にしていかなければならないと私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) パブリックコメントの周知の方法ということでございますけれども、パブリックコメントの意見等の提出方法は、先ほど議員御指摘のようにパブリック・コメント手続条例において、指定する場所への書面の持参でありますか、あるいは郵便、ファクシミリ、電子メールというふうに規定されております。

高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画に対するパブリックコメントにつきましても、担当部署においてこの規定に基づき、先ほど申し上げましたように本庁、支所の窓口で資料を備えつけるなど、意見の提出をいただけるように対応し、広報みよし1月号及び市のホームページで周知を行いました。また、意見の募集期間ということでございますが、これは公表の日から20日以上期間を設けると規定されておまして、この計画におきましても20日間の期間を設けさせていただいているというものでございます。パブリックコメント以外にも、例えば地域づくり懇談会を始めとして、対話の機会を通じて市民の皆様の御意見をお聞きしているほか、市が設置する審議会、また委員会において、市民代表の委員に参画していただく中で、さ

まざまな御意見、御提言をいただいておりますというところでございます。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) パブリックコメント、形だけやっておるだけでは、市民の皆さんの意見が反映されない部分が、ほかの分野でも出てくる部分が当然あると思います。ぜひともこの部分は、市民の皆さんの意見を聞くという立場で見るとすれば、もっと検討し、考えていくべきではないかということ提言しまして、次の質問に移らせていただきます。

農業について質問いたします。農地中間管理機構が、農業問題、農地集約について今進められておるわけです。政府はアベノミクス農政の競争力強化策の柱として、農地の集積・大規模化を進めています。農地中間管理機構を立ち上げ、担い手の農地利用が全農地の8割を集積する目標を掲げていますが、2月2日の日本農業新聞の報道によりますと、全国では集積率、2016年末ですが54%、農業法人経営体の数、目標が5万法人ですが、2017年度で見れば2万1,800法人で半分にも達していません。まさにこの農地中間管理機構を通しての農地集積化については、見通しが立っていないのが現状ではないでしょうか。三次市の法人農家の方は、これ以上規模拡大は難しいとか、認定農業者の方も労力等の関係で規模拡大は難しいという意見が多数あります。現在の三次市の状況としてはどのようになっているのかお聞きします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 本市への農地の集積状況についてまず申し上げますと、平成29年12月末現在で、耕地面積5,920ヘクタールになりますけれども、このうち約32%、約1,900ヘクタールを集積しておるといった状況でございます。このうち御質問の農地中間管理事業によります農地集積の取組状況については、約265ヘクタールとなっております。この中間管理事業によります農地集積については、年々増加しておるといった状況ではございます。また、特に本市の集落法人の集積面積は、平成29年3月末現在で約1,100ヘクタールということで、県内1の集積率といった状況でございます。農地の受け手について申し上げますと、借り受け希望者ということになりますと、登録者数は68経営体で、認定農業者数の担い手の約半数が登録されているといったような状況でございます。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 集積率32%ぐらいですから半分にもいっていないという状況のようですが、国はとにかく集積して、8割まで集積して大型農家で進めていこうとしておるのが今の現状でございますが、三次市においてはそこまでまだいかないということは、まだ家族農業とか兼業農家とか、そういう方が圧倒的多数で農業を営んでおられるという状況ではないでしょうか。

それから、さっきも言いましたけれども、集積するのに受ける側が、もうこれ以上できないという方も多数いらっしゃると思います。農地の集積だけで本当に農業が守れていくとは、私は思えません。仮に8割の集積をした場合でも、大型農家では細かいことができないことになると思います。例えば、アンテナショップとかトレッタみよしへの出荷も、大型農家の方になればどこかへ出荷するほうがもうかるということになれば、そういうところへの出荷というのは減少してくるのじゃないか。やっぱり家族農業で少量多品目の農業で一定量でできれば農業ができるような考えが必要ではないかというふうに思います。

例えば、給食センターとあわせて、給食センターの質問にもなるかと思うんですが、このたびの給食センター化が進められていますが、各地域には食育のメンバーの方が多数いらっしゃいます。子供たちのために野菜を一生懸命つくってこられたんです。今後どうなるのか、大変心配しておられます。4,000人分を一度につくるということになれば、それなりの量が確保できないというのは当然出てくると思います。この方たちにしっかりと説明していかなければならないのではないかとこのように思います。これは教育委員会のことになるとは思います。いつどのようにこの方たちに説明をされるのか、お聞きします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 食材の調達についての御質問でございますけれども、まず食材の調達については今まで申し上げておりますけれども、再編後も農家を始めとする地元生産者や市内業者、商店等の御協力をいただきながら、地元産の食材を優先的に調達していく方針でございます。議員も先ほどおっしゃいましたけれども、地元生産者や市内業者だけでは大量のもの、例えば新調理場の計画食の4,000食の食材調達は難しいと予想されますが、この場合においてもできる限り地元産の食材を優先的に調達するという考えでおるわけでございます。今後の説明ということでございますけれども、まずしっかりと私どもの基本計画をつくらせていただいた後に、各地元のほうへ説明をさせていただくような機会を持たせていただきたいと思います。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) ぜひとも早急に、そういう地元優先で使えるということも含めて、ただ私は一本化、センター化することについては反対しておりますので、その小さい単位でできるようにつくっていくことが、本当にそこでとれたものをその地域の子供さんに届けるということとできるんじゃないかと思っております。1月31日の全員協議会で給食調理場の再編案の一部見直しは提出されましたが、具体的な見直し事項で、今後保護者や地元への説明が必要であると判断した箇所については、当面は既存施設を活用していくとして、三和と君田は現状でいくということになって見直しがされました。これはまさに地元への説明責任を逃れてそのまま残してしばらく置いておこうと判断されておるんじゃないかと思っております。結局、旧市内だけを

統合していこうということになっているんじゃないかと思います。学校の関係者、また地元の方について、これもいつどのように説明されようとしておられるのか。学校関係者の方はこの件についてなかなか、まだ意見を聞いておられないという状況をよく耳にしております。議会とこだけで話をされて進めようとしておられるのか。本当に子供たちにおいしい給食をつくるなら、地元の方との協力、また学校関係者との話が必要ではないかというふうに思います。これはどのように進めていかれようとしているのか、もう一度お聞きします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 学校関係者への説明ということでございますけれども、各学校長につきましては、校長会で市の方針についての説明をさせていただいております。それから、先ほどもありましたけれども、各計画の中で、例えば今先行してさせていただきたいという方針を持っております三良坂の共同調理場についてのこと、また一緒になる吉舎共同調理場については、保護者の皆様、それから各生産者の方々のところへも回らせていただいて、説明もさせていただく中で、御意見も今聞かせていただいたというところでございます。今後におきましても、まず基本計画をしっかりとつくらせていただいた後に、他の地域につきましても、機会をしっかりとつくりまして、説明のほうに伺いたいと思っております。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 恐らくかなりのものをつくってセンターありきで説明に行かれるのではないかというふうに思います。やはり統廃合するということであれば、いろんな問題も含めて出てくると思うので、ぜひとも早い段階で、そこらも含めて市民の皆さんから意見を聞いていくことが大事なんじゃないかと私は思います。

また農業問題に戻りますが、地産地消ということで見ると、農地を集積しても少ないわけですね。行き詰まっているんです。大型農家だけでは、本当に日本の農業は守れません。代々家族農業でつないできたのが日本の農業ではないでしょうか。

そこで1つ提案なんです、学校給食のための農業を奨励し、市内のものでおいしい給食を提供していくこと。仮に一本化になっても4,000食を、やっぱり言うまいこれは、元に戻します。4,000食をつくるんじゃなくて、地域に分散してその地域の食材として提供できる農業をしていきたいというのが私の願いでございます。私も農業をしております。地域の皆さんに提供していただける、地元の人に食べてもらえるということが一番農業をしていく上で楽しみになるし、喜びになっていくんじゃないかというふうに思うんです。子供たちの未来につながる、それで農業をやってみようというお子さんも出てくるんじゃないかと思います。そのようなお考えはないのでしょうか、お聞きします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 日野産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（日野宗昭君） まず本市の農業振興の施策におきましては、担い手の育成ということの中で、先ほども申し上げておりましたけれども、例えば集落法人、あるいは認定農業者といった育成の確保を始めとして、議員おっしゃいます小規模農家、地域の農業を支えていくといった意味で、多様な担い手をどう育成していくかといったことが重要であるというふうに考えております。

御質問のいわゆる地産地消ということに関して、例えば給食用の野菜ということについても、地産地消という観点から、農業の推進ということについては、例えば児童生徒との交流、あるいは農業体験を通じて生産者の意欲向上につながるといった意味では、大変意義があるというふうに認識をしておるところでございます。農産物の直売所を含めまして、農産物等の生産につきましても、年間を通じて計画的に安定的に供給するということが重要になってくるわけでございます。そういった意味では、本市では多様な経営規模の農業者に、例えば出荷用の野菜等のハウス、灌水施設の整備といったことを単市事業として進めておりますし、重点品目の作付導入、規模拡大といったことについても、意欲的に取り組んでいただくように重点的な施策を進めておるところでございます。農業の担い手育成、確保ということにつきましては、今後とも農業振興プランの大きな柱でもございます。JA、関係団体等含めて、一体となった取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔3番 伊藤芳則君 登壇〕

○3番（伊藤芳則君） ぜひともその中へ学校給食用の野菜とか、米も含めてですが、そういうものをつくれるところをつくっていただきたいということを申しまして、次の質問に移りたいと思います。

市道改良と維持管理について質問いたします。市内の市道整備は一定前進してきているとは思いますが、市道改良整備等につきましても、地元の意見や要望が反映されずに設計が進んでいるような意見が多々私の耳に入っております。地元のことは地元の人の意見をしっかり聞いて、設計から進めるべきであるというふうに私は思っております。工事が始まってからいろいろな問題や改善点が出てくることも多々あります。また、地元とのトラブルも発生しかねません。午前中の同僚議員の質問への答弁に、設計で工事に支障はないという答弁であったように思います。しかし、地元の皆さんの意見をしっかり取り入れていないがために、いろんな問題が出てきておるわけです。本当に地元の皆さんに丁寧な説明をしたり、地元の皆さんの意見を聞いた設計になっているのかということをお聞きします。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 坂本建設部長。

〔建設部長 坂本高宏君 登壇〕

○建設部長（坂本高宏君） 委託業務の進め方の考え方でございます。一般的に道路改良事業の設計の進め方及び考え方は、現地測量調査や必要に応じて各種調査を行い、一定の基準のもとで実施しています。地元や地権者の皆様には、道路の中心線である法線や構造などの基本的な設計を行った後に説明会を開催させていただき、皆様の御意見も参考に、最終的な詳細設計を行っています。本市では細やかな設計ができるよう、地元との対話を重ね、さらには専門研修等に参加し、職員の技術力の向上に努めているところで、今後も努めていく気があります。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

〔3番 伊藤芳則君 登壇〕

○3番（伊藤芳則君） 午前中の同僚議員の質問にもあったんですが、これはコンサルさんの設計業務について、私も設計や測量をしておいた関係で、その辺は若干専門的になるんですが、市外のコンサルさんは、測量をしに来るのは若い職員の方が来て平面図をとって帰る。それを設計するのは一定知識がある年配、ベテランの方が、現場を見ずに設計しておく。場合によっては下請に出すコンサルさんもいらっしゃいます。そうすると、現場を見ないまま設計されたということが多々あって、当然ここはコンクリートでブロック積まないけんのが、ほったらかしとかいうことも含めて、多々あります。なぜそう言うかということ、これは県道だったんですが、県道で私の家が立ち退きになって工事をして、途中で何遍設計変更したかということも含めて経験上知ってるんで、そういう意見が私のところにちよくちよく届いてきております。ぜひとも職員の皆さんも土木課におられれば土木の専門の知識を持ってほしいと思います。私は測量しとった関係で、改築願とかいうのを出しに行くと、これはだめだ、これはここのこの可変側溝を使え、これ使え、あれ使えともものすごく細かいことを言うて、何遍も図面を書きかえさせられました。たった10メートルそこらのことでそれだけされてきました。ぜひともそういう知識を、今度はコンサルが大きな事業を設計した分にもしっかり目を通してやっていただきたいということをまず要望しておきます。

その関係で、道路管理の項目に移りますが、道路の穴あきやガードレールやカーブミラーが曲がっているのがちよくちよくあります。普通に道路を車で走っていると、気がつくのは私だけなのか、皆さんも気がついてはおられるんだろうとは思いますが、市の職員さんも同じではないかと思えます。市民の皆さんからの情報提供だけではなく、市の職員みずから、もちろん土木課だけではなくて、情報収集することに努めることも大事ではないかと思えます。議会のたびに損害賠償の専決処分書が提出されています。全てなくなるとは思いませんが、ちょっと気かければできることです。先日も西河内町で水道布設した後にアスファルトを敷かれました。ところが、マンホールというんですか、そこだけ穴ぼこが低うなっとなつたんです。先日、水道局長に話したら、行っていついつ直しますと。ただ、これも工事が終わったすぐなんです。要らん金をまた使わないけん、どっちがお金を出すのかはわかりませんが、そういうことのないように、これも設計段階でのミスがあったんじゃないか、高低差を間違うとるんじゃないかというふうに思えます。そういうことのないように、ぜひともお願いしたいと思えます。

それで1つ、私の要望なんですけど、センターラインや横断歩道が大変消えかけております。特に三次市は霧が発生するので、夜の運転は大変危険です。早急にこれは改善する必要があるんじゃないかと思います。県道も同様なんですけど、新年度の広島県の予算が6,538万円の増額になっております。センターラインとかラインを引くための予算が増額になっております。市道についても、速やかにセンターラインや横断歩道を描くべきだと思いますが、すぐできるように手配していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) センターライン等が消えている件についての要望でございますけれども、交通安全等の発注もうちもしまして、やっと除雪も終わり、雪もないというようなことになりますと、全部要望に応えるわけにはいきませんが、消えたラインを優先にラインの引きかえということは考えております。また、横断歩道等というふうにありましたけれども、申しわけありません、横断歩道についてはどうしても公安委員会という権限になりますので、その分については警察のほうに伝えたいというふうに思います。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) ぜひとも早急に改善をして、ラインを引いていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

毎回言っとうようなんですが、上水道事業について、地元のことになりますけれども、未給水区域の今後についてお聞きします。河内地区において、計画区域の水道管の布設は大体完了しましたが、きのう、さっきも言いましたが、アスファルトをやりかえたのがやり損なうておられますが、ただ、まだ河内地区においても、河内だけじゃないんですが、計画区域がまだのところがあるようです。今後、計画区域についてどのようになるのか。また、未計画区域についてはもうこれ以上ないのか、見捨てられるのかという思いです。新年度予算の概要の中に、河内地区、作木町、三良坂町、君田町となっているんですが、水道関係の予算、これはどの地域なのか、詳しくお聞きします。

(水道局長 勝山 修君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 勝山水道局長。

[水道局長 勝山 修君 登壇]

○水道局長(勝山 修君) ただいまお尋ねの件でございますが、まず計画区域内の未整備地域につきましても、地形的な影響、人口密度、地域の接続意向等を踏まえて、事業の採算性や総合的な事業効果などを考慮して、慎重に事業を実施する方針でございます。現在進めております拡張事業につきましても、継続して実施してまいります。

また、次に計画区域外につきましても、現在の飲用水施設補助金を活用し、飲用水を確保し

ていただきますが、地域によっては水量は十分あるが、水質が悪く、生活用水として利用できない方や水量が減少した方もおられます。このような懸念事項等を踏まえ、平成30年度から補助制度の拡充を行うための予算案を今期定例会に予算計上させていただいているところでございます。

30年度の拡張事業ということでございますが、箇所を上げさせていただいております。具体には、予算の概要ということでございますが、河内地区につきましては本舗装の復旧を考えておりますし、作木町におきましては港あるいは大津地区を上げております。三良坂町につきましては、向江田配水池からの連絡管の整備を考えております。君田町につきましては、卸子地区についてということで、その地区名を上げさせていただいております。

それと、説明会でございますが、先ほどマンホールということで、西河内地区の場所でございます。これにつきましてでございますが、これは工法的な間違いというようなことではございません。また、私も御指摘いただいて現場も確認しておりますが、これは県道の歩道整備の改良とあいまった形の中で、実際に段差が若干できておりますが、そういうことで設計というか、工事段階の間違いによって段差が生じたというものではございません。

(3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 伊藤議員。

[3番 伊藤芳則君 登壇]

○3番(伊藤芳則君) 1つ聞きます。君田町卸子地区へ水道が届きます。その手前に山家町の神之瀬地区もあります。君田町はもともと計画区域だったところを、山側から引いて、今、卸子の橋の手前まで水道管が布設されています。あと橋を渡せば卸子へ届く、これが新年度の計画であろうというふうに思います。卸子地区に来るのに、なぜ山家町の一部にまだ水道が来ないのか。また、西河内の一部、穴笠地区に水道を引いてもらえないのかということ非常に思うわけです。本当にこれは、その地域の人は見捨てられてしまうのかという思いです。皆さんそう言っておられます。水道が通る、通らない、もちろん通らなきゃならんというのはあるんですが、例えば三原地区の方も要望が出ております。54号線をずっと引っ張っていけば布野と接続できます。君田との藤兼に、もうちょっと伸ばせば藤兼に接続できます。西河内を通過して君田町の森原地区まで行けば、君田の簡易水道へ接続できるんです。そこまで来れば、橋を渡せば穴笠地区へ渡れるんです。ぜひともそこを、計画を立ててやっていただきたいというのが私の切なる思いです。なぜならば、広島県水道広域連携になれば、この資料を見ますと、新設で水道を布設するというのは入っておりません。それまでにぜひともやっていただきたいということを申しまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(亀井源吉君) 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

明日から3月19日までの12日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から3月19日までの12日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長からお手元に配付の委員会審査日割表のとおり、委員会を開催する旨申し出がありましたので、御通知いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時06分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月7日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 池田 徹

会議録署名議員 澤井 信秀